

杉戸町高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画

令和3年3月

杉 戸 町

はじめに



我が国は高齢化率が28%を超える超高齢社会のなかであり、杉戸町も令和3年3月には33%に達しようとしています。特に団塊の世代がすべて75歳以上になる令和7年(2025年)や、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、より一層の高齢化の進展が予想され、これらを見据えて高齢者施策に取り組む必要があります。

杉戸町では平成30年3月に「杉戸町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、介護保険事業の充実とともに事業の適切な運用に努めてまいりました。

特に、高齢者が生涯にわたり住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化を進めてまいりました。介護保険サービスや介護予防、健康づくり、生きがいがづくりが身近な地域の中に用意され、それらのサービスや支援を活用しながら高齢者が自分らしくいきいきと暮らしていける町に向けて前進を続けています。

今回の第8期計画の策定に当たっては、これまでの方向性を踏襲しつつ、「誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち」を基本理念に掲げ、更なる高齢化にも適応できる持続可能な介護保険制度の運用を見込んで作成しました。

この計画の推進に当たっては、住民の皆様をはじめ、関係機関のご協力のもと、高齢者が地域で自分らしく暮らすことができる支え合いのまちづくりに、積極的に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、アンケート調査への回答や様々な方面からご協力をいただきました住民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました高齢者保健福祉審議会委員の皆様、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

杉戸町長

古谷 松雄

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の基本的な性格	2
第2章 杉戸町の高齢者をめぐる現状と課題	7
第1節 高齢者等の現状と推計	8
第2節 アンケート調査結果の概要	13
第3節 第7期計画の評価	23
第4節 第8期計画策定に向けた課題と方向性	25
第3章 基本理念と基本方針	29
第1節 基本理念	30
第2節 基本方針	31
第3節 計画の体系	33
第4節 SDGs 推進に向けた取組	34
第4章 施策の展開	35
第1節 健康づくりと介護予防の充実（健康寿命の延伸）	36
第2節 在宅生活支援の充実	46
第3節 保健、福祉施設の確保・活用	57
第4節 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援	59
第5節 高齢者にやさしいまちづくりの推進	66
第5章 介護保険事業	73
第1節 要介護認定者数の推計	74
第2節 介護給付サービス見込み量の推計と確保方策	78
第3節 予防給付サービス見込み量の推計と確保方策	90
第4節 給付額と保険料見込額	98
第6章 計画の推進のために	103
第1節 地域共生社会と地域包括ケアシステム	104
第2節 介護保険事業の適正な運営	106
第3節 サービスの質の向上と利用促進	108
第4節 行政の対応	110
資料編	111

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な性格

1 計画策定の趣旨

我が国の高齢化は世界でも類を見ない速さで進行しており、2025（令和7）年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になることが見込まれています。

杉戸町（以下、本町という）においても、高齢化率が年々上昇しており、令和2年10月1日時点の高齢化率は32.7%となっています。さらに、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年の高齢化率は35.0%、団塊ジュニアが65歳以上の高齢者となる2040（令和22）年の高齢化率は44.4%に達すると推計されています。

本町では、高齢者を取り巻くライフスタイルやそれに伴う地域課題などの多様化を見据え、高齢者を含めた地域住民が地域課題と向き合い、支え合う地域共生社会の実現に向けた取組や、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指し、目標達成に向けた施策を継続的に改善し続けながら推進してきました。

高齢期を迎えても、それぞれの豊かな経験やスキルを地域社会に生かすことができる環境づくりとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自らの意思でお互いに支え合いながら、各種事業に参加する高齢者の方々がウイングを広げて、地域とのつながりを介護保険の公的なサービスと協働し、自分らしく暮らすことができる地域共生社会の推進が求められています。また、支援を必要とする高齢者が抱える多様で複合的な生活課題について、住民や関係機関と行政が一体となって解決が図られることを目指し、地域づくりや包括的支援体制を引き続き推進していくことが求められています。

また、第6次杉戸町総合振興計画の未来像では、「自らの健康を守りながら安心して暮らせるまち」を掲げています。気の合う仲間と一緒に活動することや、自分に合った健康づくりの後押しをしていくことで、人とのつながりを持ちながら、安心して自分らしく暮らすことができる環境づくりを目指していくとともに、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けた積極的な取組が進められています。本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、多様な主体による「パートナーシップ」によって持続可能な施策を推進する必要があります。

国の第8期計画の基本指針においても、特に介護予防・地域づくりの推進が強調されていますが、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発を進めるとともに、認知症の方や家族の視点を重視しながら認知症施策の推進をしていくことが求められています。

さらに、令和2年1月より世界に広がった新型コロナウイルス感染症の影響は、今後中長期に及びといわれており、足元の緊急時の対応、新たな日常生活への移行や適応を意識した適切な感染対策を踏まえ、「新しい生活様式」に対応した高齢者施策を推進していく必要があります。

こうした、町の状況や国の基本指針、第6次杉戸町総合振興計画等を踏まえ、今後3年間の高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画において、中長期的な視点に立ち、目指す方向性や取り組む施策を整理し、高齢者が生涯にわたり、住み慣れた地域で自分らしく暮らせることができる地域社会の実現を目的に策定するものです。

■ 介護保険制度に係る国の流れ

	主な流れ	月額保険料 全国平均	月額保険料 杉戸町
第1期 (H12~14)	<u>介護保険制度創設</u> ●介護保険法施行 ●介護を社会全体で支えていくことを目指す	2,911 円	2,400 円
第2期 (H15~17)	<u>制度の浸透・定着</u> ●介護保険料見直し（1号負担 18%） ●介護報酬マイナス改定（▲2.3%） ●介護保険法等の一部を改正する法律成立 ●施設給付の見直し ●「痴呆」から「認知症」へ	3,293 円	2,500 円
第3期 (H18~20)	<u>介護保険制度改革、2015 年を見据えて</u> ●介護保険料見直し（1号負担 19%） ●介護報酬マイナス改定（▲0.5%） ●改正法全面施行 ●予防給付、地域包括支援センター、地域支援事業などの新設	4,090 円	3,767 円
第4期 (H21~23)	<u>給付費抑制と介護人材確保</u> ●介護報酬プラス改定（3.0%） ●地域ケア体制整備構想 ●介護従事者対策 ●介護給付適正強化	4,160 円	3,733 円
第5期 (H24~26)	<u>より地域に根ざした介護へ</u> ●介護保険料見直し（1号負担 21%） ●介護報酬プラス改定（1.2%） ●地域ケア体制の強化 ●37%枠撤廃 ●新サービスの創設	4,972 円	4,450 円
第6期 (H27~29)	<u>地域包括ケアシステムの具現化</u> ●介護保険料見直し（1号負担 22%） ●介護報酬マイナス改定（▲2.27%） ●一定以上所得者の利用者負担2割化 ●地域ケア体制の強化 ●一部予防給付の地域支援事業への移行 ●特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に限定 ●地域支援事業の充実	5,514 円	4,770 円
第7期 (H30~R2)	<u>一億総活躍の地域共生社会の構築</u> ●介護保険料見直し（1号負担 23%） ●介護報酬プラス改定（0.54%） ●介護療養病床の廃止 ●地域共生社会の実現 ●地域包括ケアシステムの深化	5,869 円	4,261 円
第8期 (R3~5)	<u>2025 年を目指した地域包括ケアシステムの整備</u> ●介護報酬プラス改定（0.7%） ●2025（令和7）年・2040（令和22）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 ●地域共生社会の実現 ●介護予防・健康づくり施策の充実・推進 ●有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 ●認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進 ●地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ●災害や感染症対策に係る体制整備	未定	4,639 円

2 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの考え方

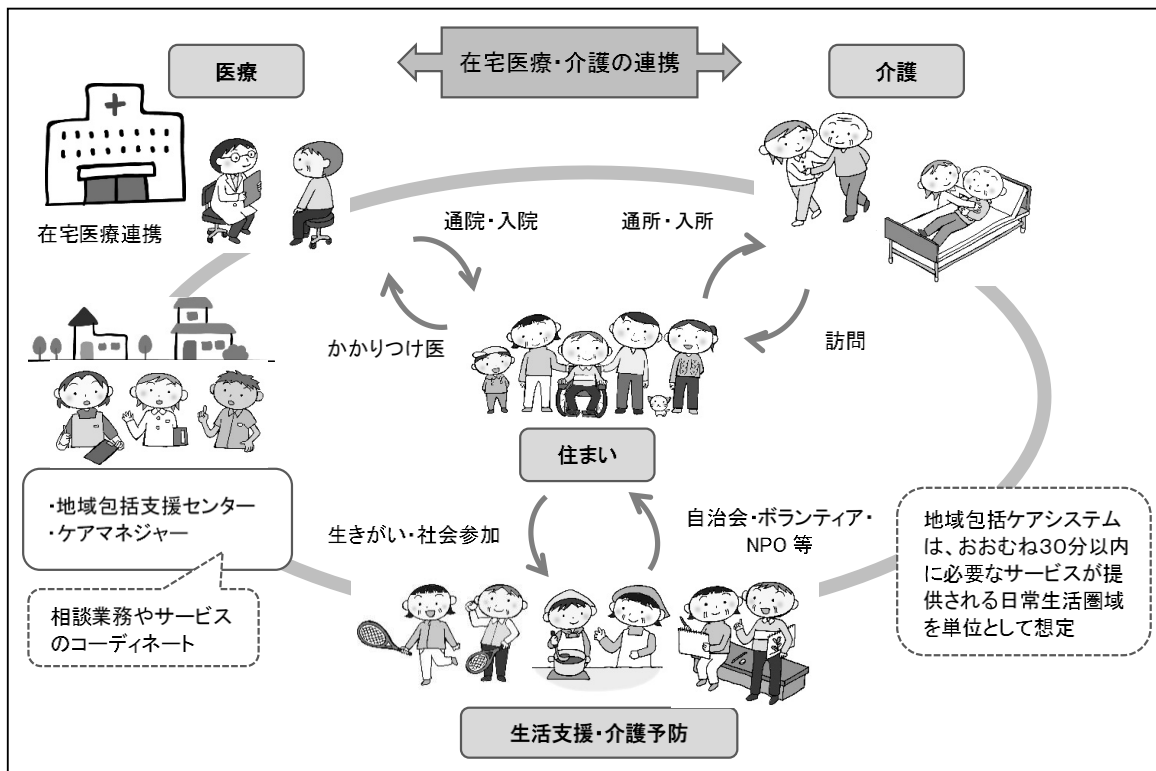
第8期計画では、本町におけるこれまでの取り組みを踏まえながら、2025（令和7）年、2040（令和22）年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが求められています。そのため、引き続き地域の特性に応じ、介護保険サービスや介護予防、健康づくり、生きがいの仕組みが身近な地域の中に用意され、それらのサービスや支援を活用しながら高齢者が希望する暮らし方を選択できる、地域包括ケアシステムの深化が重要です。

また、住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられる仕組みをつくるためには、「公助」「共助」を基本としつつ、「自助」や「互助」と協働しながら地域で支え合う体制をつくっていくことが非常に重要となります。

■自助・互助・共助・公助とは？

自助	他人の力によらず、当事者である自分(本人)の力だけで課題を解決すること。
互助	家族や地域の助け合い、ボランティア活動、NPOや協同組合などによる支援。
共助	社会保険や介護保険などの制度化された相互扶助。
公助	行政による支援。(社会保障制度・生活保護)

■2025（令和7）年の地域包括ケアシステムの姿



3 法令等の根拠

(1) 老人福祉法に基づく法定計画

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく市町村老人福祉計画であり、杉戸町に住んでいるすべての高齢者にかかわる政策目標などを定め、高齢者への保健・福祉サービスを具体化し、総合的かつ体系的にサービスを提供するための計画です。

(2) 介護保険法に基づく法定計画

「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく法定計画であり、利用者の選択により、保健・医療・福祉にわたる介護サービス、介護予防サービスなどが総合的に利用できるよう、日常生活圏域を設定するとともに、介護サービス給付事業、介護予防サービス給付事業、地域支援事業の見込量などを明確に位置づけ、寝たきりや認知症などで要支援・要介護認定等を受けた人に対し必要な介護サービス、介護予防サービスの給付等を円滑に実施することはもとより、要介護状態になることを未然に予防する取り組みを進めるための計画です。

4 計画の位置づけ

杉戸町においては、老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
第7期計画			第8期計画（本計画）			第9期計画		
		(見直し)	(見直し)					

6 計画の策定体制

(1) 高齢者保健福祉審議会

本計画の策定に関する調査研究及び計画の原案を作成するため、「杉戸町高齢者保健福祉審議会」（以下「審議会」という。）に諮り、答申を受けました。

審議会の構成メンバーは、公募による住民代表のほか、福祉及び保健医療関係者代表、介護保険事業者代表、識見を有する者となっています。

(2) 高齢者保健福祉計画策定委員会

庁内組織としては、関係課長からなる「高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、各種施策の検討を行いました。

(3) 高齢者実態調査

本計画策定の基礎資料とするため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査を実施しました。

■調査概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	・介護保険第1号被保険者の方 ・要支援認定を受けている方	在宅で生活している、 要介護認定を受けている方
調査基準日	令和2年1月1日	令和2年1月1日
調査期間	令和2年1月17日～2月3日	令和2年1月17日～2月4日
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収

■回収結果

区分	配布数	有効回収数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000件	1,526件	76.3%
在宅介護実態調査	600件	312件	52.0%

第2章 杉戸町の高齢者をめぐる現状と課題

第1節 高齢者等の現状と推計

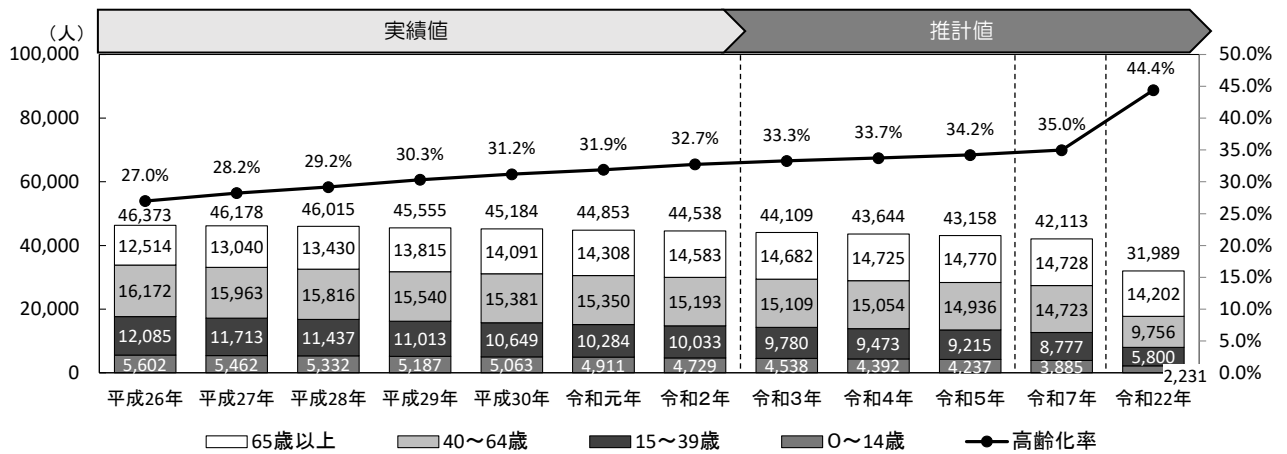
1 人口の推移

総人口は、令和2年10月1日現在で44,538人、高齢化率は32.7%となっています。

本町の国勢調査による人口をみると平成12年の47,336人をピークとして減少傾向に転じておりますが、高齢化率については増加傾向にあり、平成26年から令和2年にかけて5.7ポイントの増加となっています。

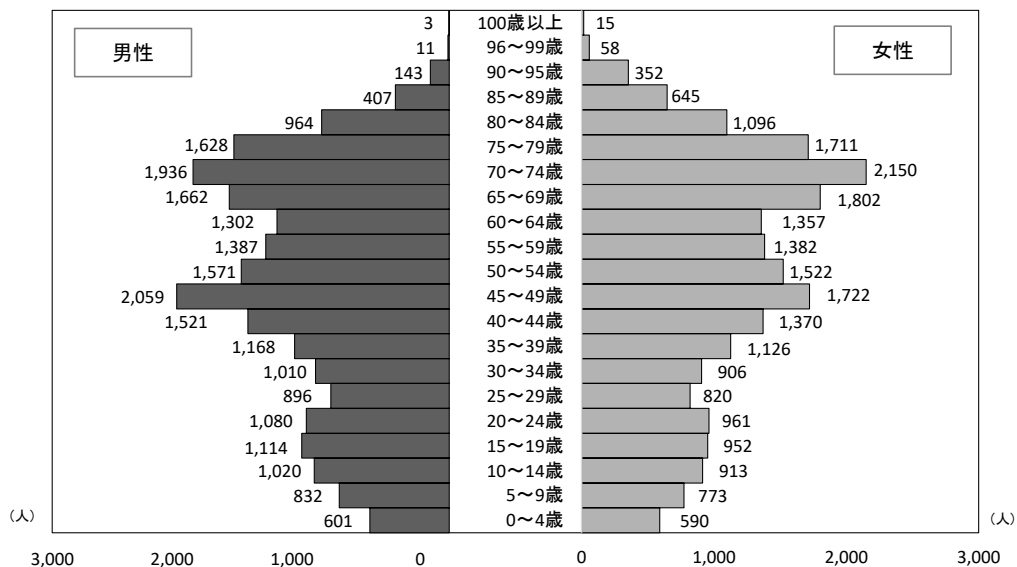
総人口の推計値をみると、令和3年以降も減少を続け、令和7年の人口は42,113人、令和22年の人口は31,989人と推計されています。

■ 総人口と高齢化率の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■ 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

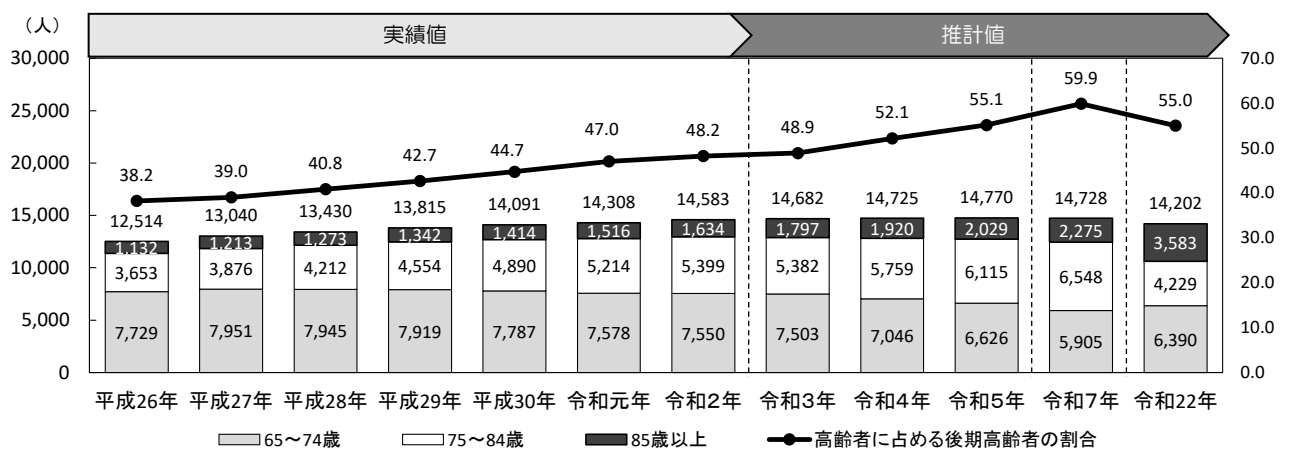
2 高齢者数の状況

65歳以上の高齢者人口は、令和2年10月1日現在で14,583人となっており、平成26年から令和2年にかけて、2,069人の増加で増加率が16.5%となっています。また、高齢者に占める後期高齢者の割合は、令和2年で48.2%と、平成26年以降緩やかに増加しています。

高齢者数の推計をみると、令和3年から令和7年にかけて65～74歳の前期高齢者が減少しており、一方、75～84歳と85歳以上で増加していくことが予想されています。令和22年には、65～74歳の人口が再び増加することが予想されています。

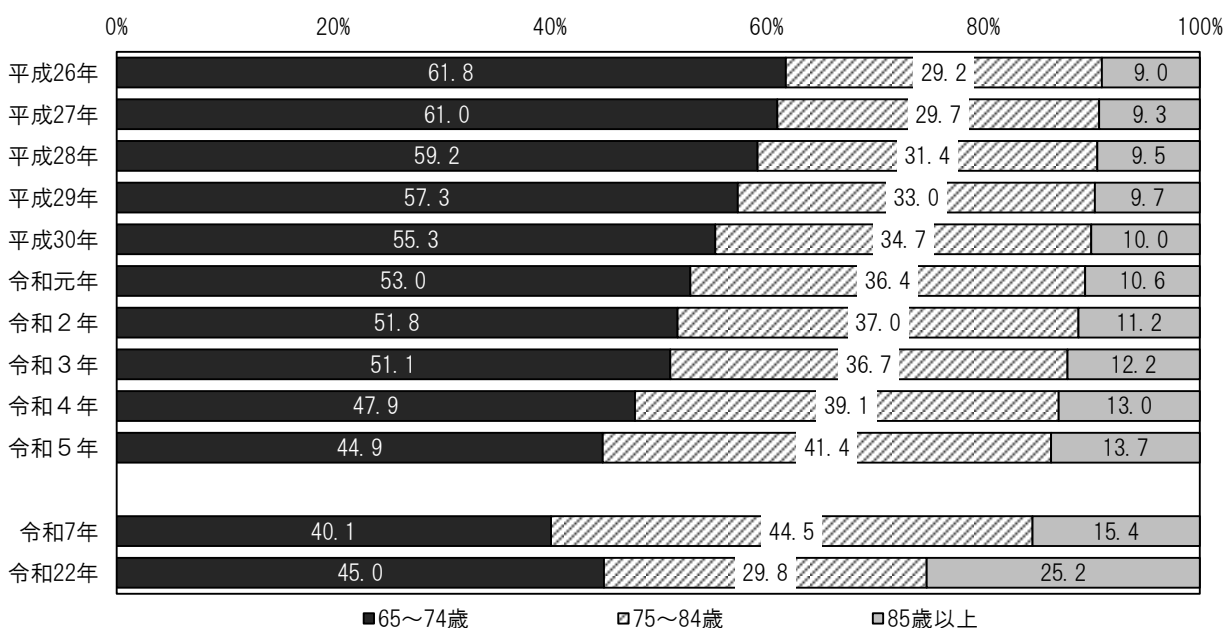
また、令和4年には、前期高齢者割合と後期高齢者割合の比率が逆転しており、後期高齢者数が増加していくことが予想されています。

■ 高齢者数の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■ 前期・後期別高齢者人口の構成比



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

3 高齢者世帯数の状況

高齢者世帯数は、平成2年から令和2年にかけて総世帯数及び高齢者世帯数並びに総世帯数に占める高齢者世帯数の割合が増加しています。令和7年には、総世帯数20,035人、高齢者世帯数10,329人、総世帯数に占める高齢者世帯数の割合は、51.6%になると推計しています。

■ 高齢者世帯の推移

(単位：世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総世帯数	11,519	13,614	15,278	15,855	16,687	17,321	18,926	20,035
高齢者世帯数	2,453	3,167	4,028	5,235	6,801	8,320	9,145	10,329
構成比	21.3%	23.3%	26.4%	33.0%	40.8%	48.0%	48.3%	51.6%
ひとり暮らし高齢者世帯	152	249	414	657	979	1,571	1,983	2,440
構成比	6.2%	7.9%	10.3%	12.6%	14.4%	18.9%	21.7%	23.6%
高齢者夫婦世帯数	306	456	823	1,274	1,981	2,639	3,330	4,012
構成比	12.5%	14.4%	20.4%	24.3%	29.1%	31.7%	36.4%	38.8%
同居世帯数	1,995	2,462	2,791	3,304	3,841	4,110	3,330	3,877
構成比	81.3%	77.7%	69.3%	63.1%	56.5%	49.4%	36.4%	37.5%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

令和2年以降は独自推計

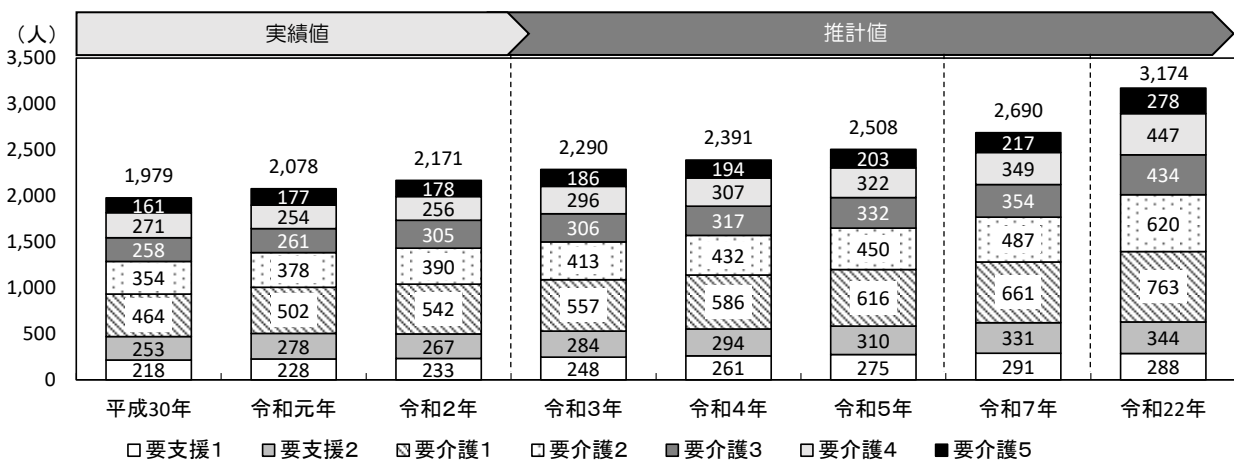
4 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数は、令和2年9月末現在で2,171人となっており、平成30年から令和2年にかけて192人の増加で、増加率は9.7%となっています。また、令和3年以降も増加していくことが予想されています。

要介護（要支援）認定者数の年齢別では、令和3年の40～74歳までの年代で370人をピークに、令和4年以降は減少を推移する一方、75歳以上の年代では増加していくことが予想されています。

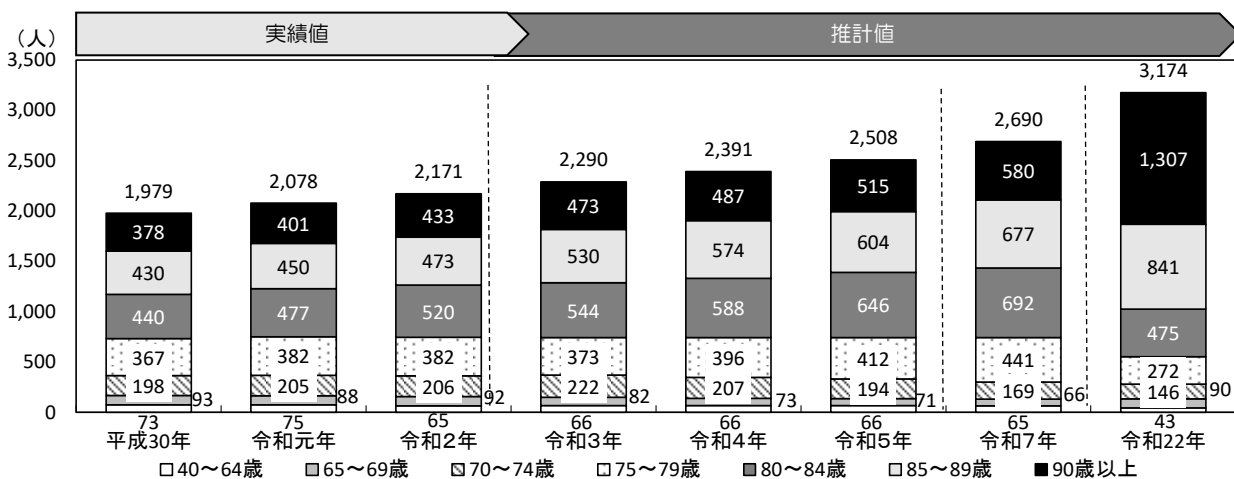
また、第1号被保険者数に占める要介護（要支援）認定者数の割合でみる認定率は令和2年9月末現在14.4%となっており、全国や埼玉県と比べて低くなっています。

■ 要介護（要支援）認定者数の推移と推計



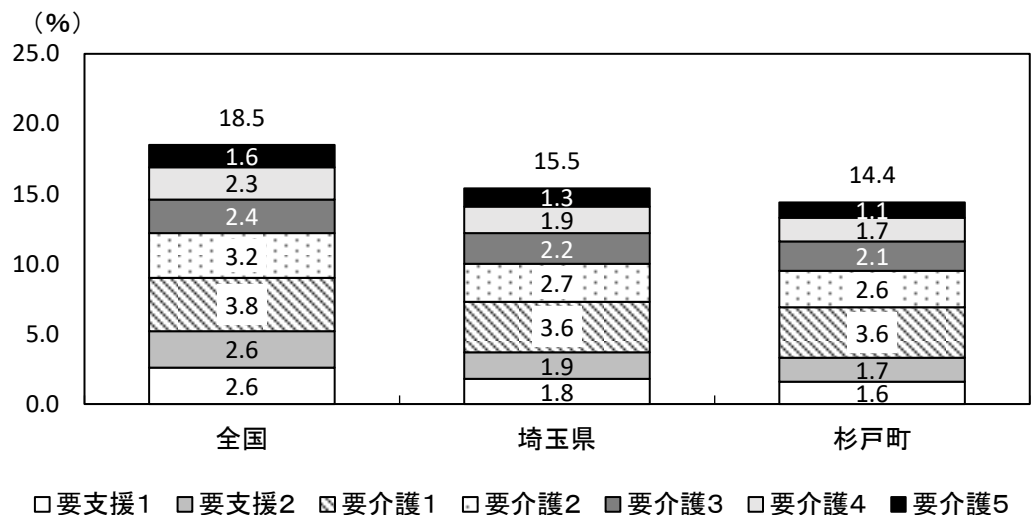
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）
推計値は独自推計

■ 要介護（要支援）認定者数の年齢別推移と推計



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）
推計値は独自推計

■ 要介護（要支援）認定率の比較



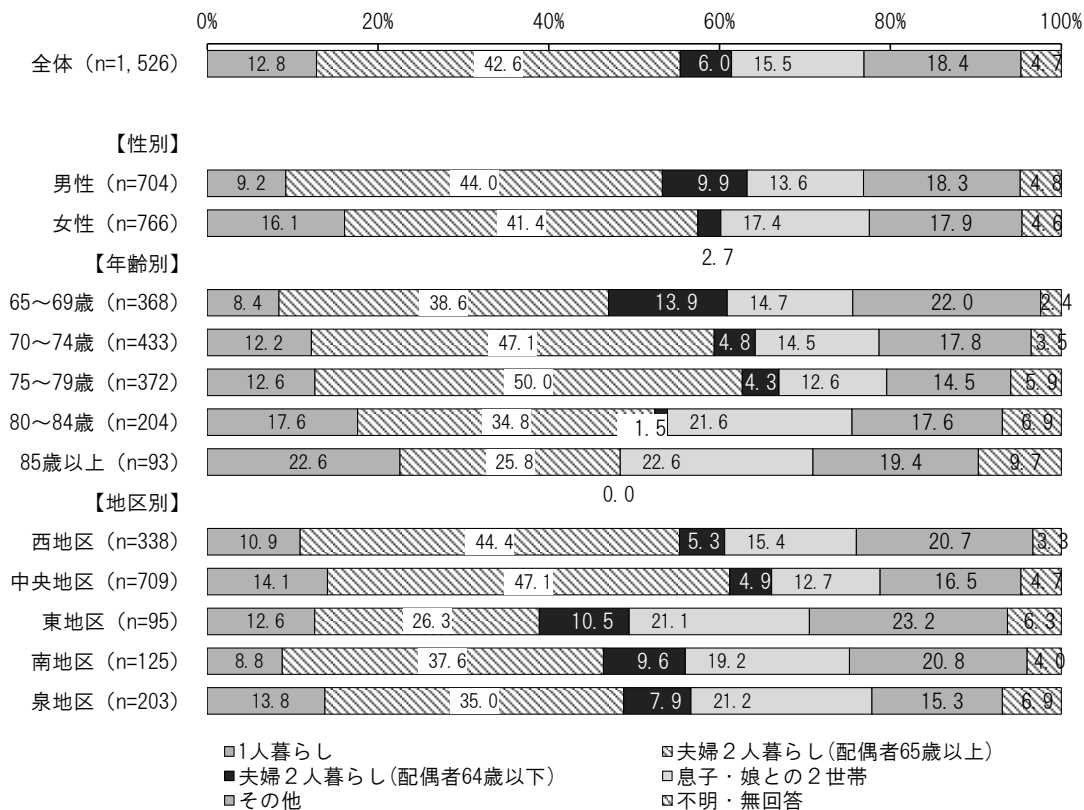
資料：介護保険事業状況報告（令和2年9月末現在）

第2節 アンケート調査結果の概要

家族や生活状況について

■家族構成について【ニーズ 問1 (1)】

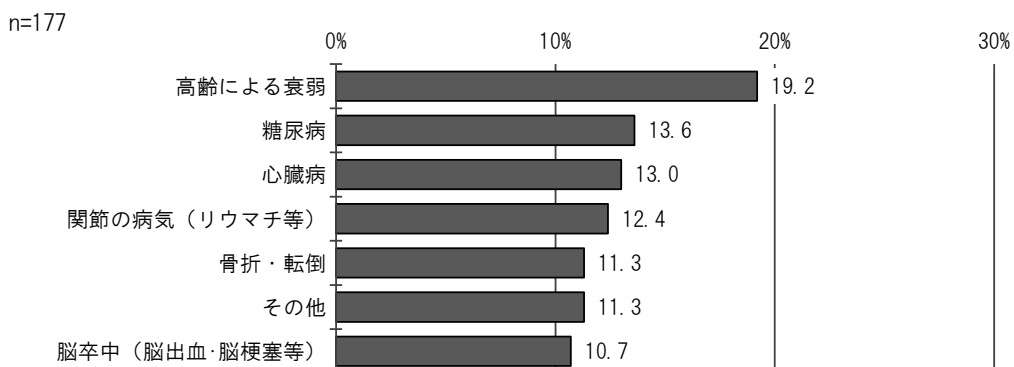
家族構成については、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が最も多くなっています。性別にみると、男性に比べ女性で「1人暮らし」が多くなっています。また、年齢が上がるにつれて「1人暮らし」の割合が多くなっています。地区別にみると、西地区と中央地区で「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が他の地区に比べて多くなっています。



身体の状態について

■介護・介助が必要になった原因について【ニーズ 問1 (2) ①】 ※上位7項目

現在、介護を受けている方のうち、介護・介助が必要になった主な原因については、「高齢による衰弱」が19.2%と最も多く、次いで「糖尿病」が13.6%、「心臓病」が13.0%となっています。

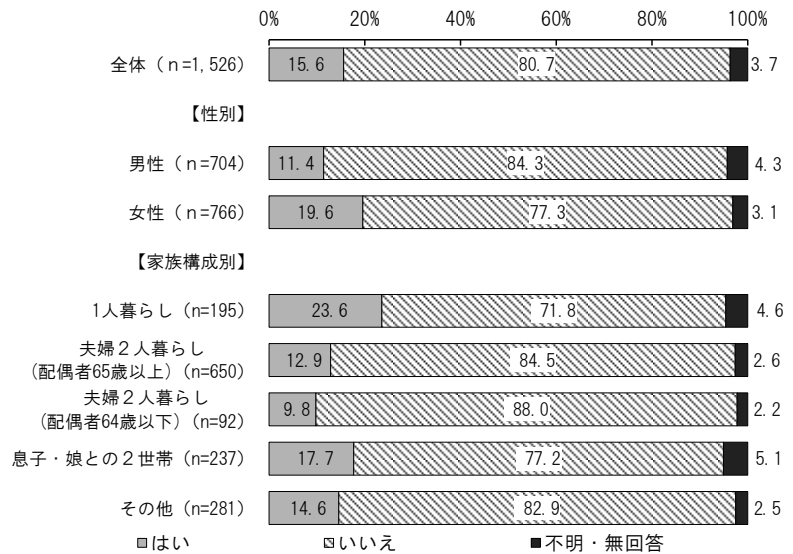


からだを動かすことについて

■外出を控えているか

【ニーズ 問2 (8)】

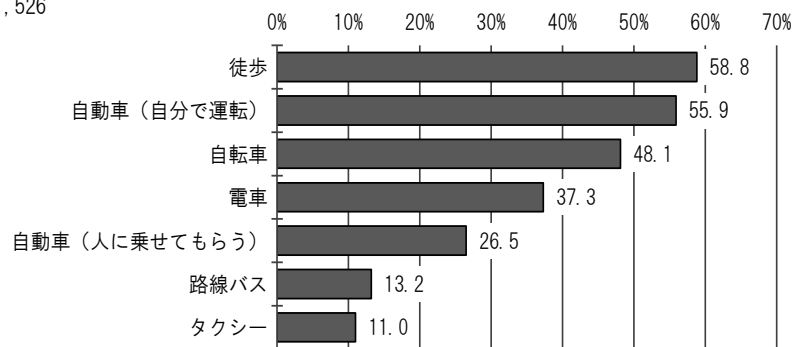
外出を控えているかについては、「いいえ」が80.7%となっており、「はい」の15.6%を上回っています。性別にみると、男性に比べ女性で「はい」が多くなっています。家族構成別にみると、1人暮らしで「はい」の割合が、他の家族構成に比べてやや多くなっています。



■外出する際の移動手段は何か

【ニーズ 問2 (9)】 ※上位7項目

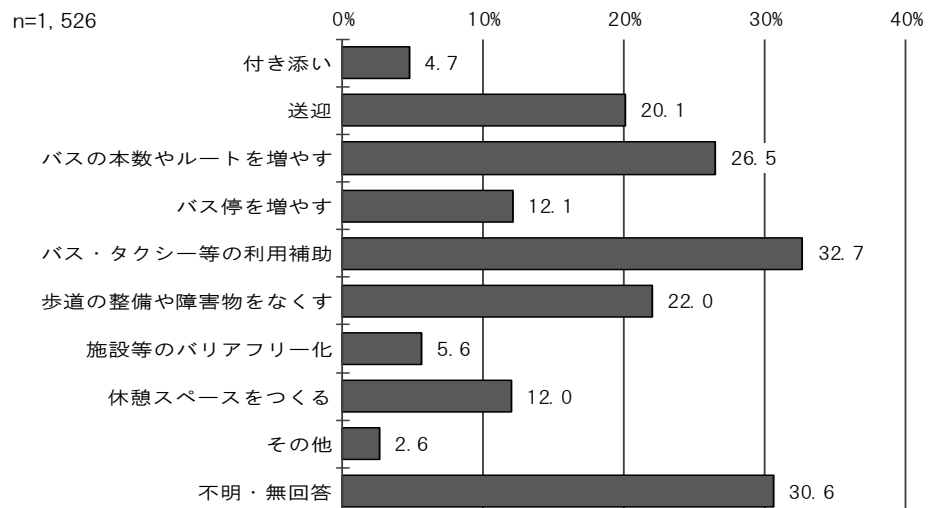
外出をする際の移動手段については、「徒歩」が58.8%と最も多く、次いで「自動車（自分で運転）」が55.9%、「自転車」が48.1%となっています。



■移動時にどのような支援や配慮があるとよいか

【ニーズ 問2 (11)】

移動時にどのような支援や配慮があるとよいかについては、「バス・タクシー等の利用補助」が32.7%と最も多く、次いで「バスの本数やルートを増やす」が26.5%、「歩道の整備や障害物をなくす」が22.0%となっています。性別にみると、男女ともに「バス・タクシー等の利用補助」が最も多くなっています。地区別にみると、東地区では「送迎」、泉地区では「バスの本数やルートを増やす」、西地区・中央地区・南地区では「バス・タクシー等の利用補助」の割合がそれぞれ最も多くなっています。



■性別・地区別

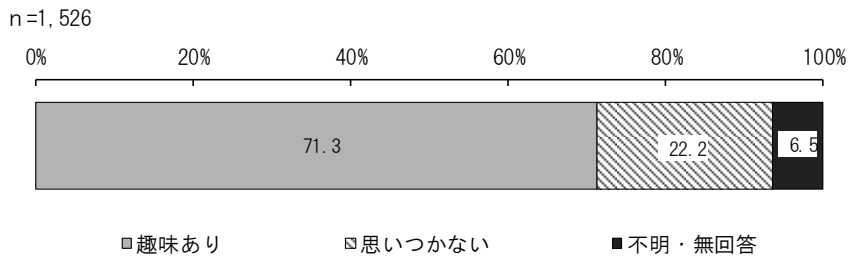
		回答数	付き添い	送迎	バスの増や	バス停の増や	等の利用補助	歩道の整備	フリシ等のバリア	つくるスペース	その他	不明・無回答
全体		1,526	4.7	20.1	26.5	12.1	32.7	22.0	5.6	12.0	2.6	30.6
性別	男性	704	4.4	15.9	22.4	9.8	30.4	24.1	6.3	12.4	3.4	33.0
	女性	766	5.1	23.6	30.3	14.1	35.0	20.0	4.8	11.6	2.1	27.8
地区別	西地区	338	4.4	14.2	28.1	13.0	36.7	21.9	7.1	10.4	2.7	31.7
	中央地区	709	4.8	19.0	22.4	9.2	31.7	27.1	5.2	14.0	2.5	30.3
	東地区	95	8.4	30.5	28.4	20.0	29.5	9.5	6.3	8.4	2.1	27.4
	南地区	125	2.4	28.8	28.8	19.2	37.6	17.6	4.0	8.0	1.6	26.4
	泉地区	203	4.9	22.2	36.0	12.3	28.6	12.8	4.4	11.8	4.4	31.5

毎日の生活について

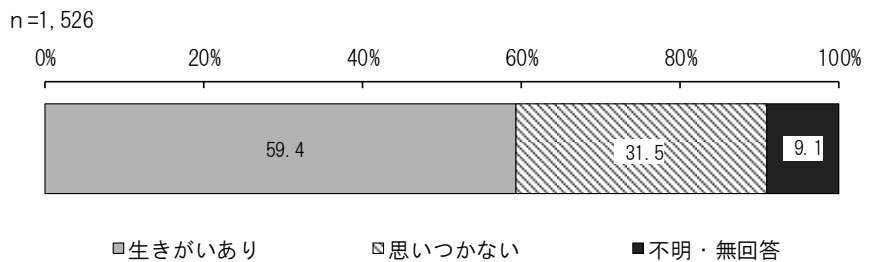
趣味があるかについては、「趣味あり」が71.3%となっており、「思いつかない」の22.2%を上回っています。

生きがいがあるかについては、「生きがいあり」が59.4%となっており、「思いつかない」の31.5%を上回っています。

■趣味はありますか
【ニーズ 問4 (18)】



■生きがいはありますか
【ニーズ 問4 (19)】



社会参加について

会・グループ等の参加頻度については、いずれも「参加していない」が最も多くなっており、特に①ボランティア、④学習・教養サークル、⑤介護予防のための通いの場、⑥老人クラブで半数以上となっています。

年間平均参加回数については、「収入のある仕事」が60.6回と圧倒的に多く、次いで「スポーツ関係のグループやクラブ」が32.0回、「趣味関係のグループ」22.7回と続きます。

■会・グループ等の参加頻度【ニーズ 問5（1）】

n=1,526	週4回以上	週2～3回以上	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	不明・無回答
①ボランティアのグループ	0.7	1.1	1.4	2.2	3.7	52.1	38.8
②スポーツ関係のグループやクラブ	2.4	7.9	6.0	3.6	2.2	44.0	33.9
③趣味関係のグループ	1.3	4.3	6.0	11.3	4.8	40.4	31.8
④学習・教養サークル	0.1	0.7	0.6	3.4	1.9	52.2	41.1
⑤介護予防のための通いの場	1.3	2.2	4.4	2.0	0.9	52.2	37.1
⑥老人クラブ	0.1	0.5	0.1	1.4	3.1	55.9	38.9
⑦町内会・自治会	0.5	0.5	0.5	3.9	19.7	38.9	36.0
⑧収入のある仕事	10.7	5.4	0.8	1.5	1.0	44.0	36.7

■会・グループ等の参加頻度（地区別年間平均回数※）【ニーズ 問5（1）】

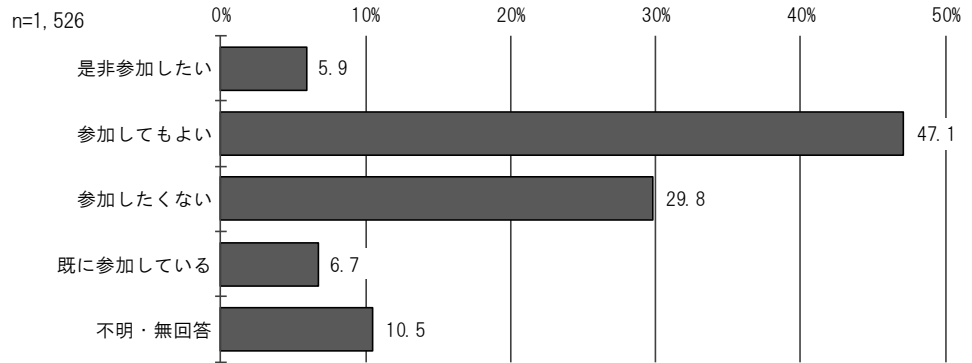
n=1,526	西	中央	東	南	泉	無不明回答・	合計
①ボランティアのグループ	11.5	6.8	3.0	7.9	2.5	17.6	7.8
②スポーツ関係のグループやクラブ	38.6	32.6	31.2	25.8	20.3	34.7	32.0
③趣味関係のグループ	29.4	24.0	22.8	15.4	11.6	13.1	22.7
④学習・教養サークル	6.1	3.4	5.2	5.7	1.0	9.4	4.3
⑤介護予防のための通いの場	11.1	15.9	13.7	13.0	18.2	21.6	14.9
⑥老人クラブ	2.4	1.4	11.1	0.6	3.8	2.4	2.5
⑦町内会・自治会	5.8	6.2	7.4	6.4	7.4	12.3	6.5
⑧収入のある仕事	55.8	56.6	57.0	90.2	64.3	65.3	60.6
①～⑧の合計	160.7	146.9	151.4	165.0	129.1	176.4	151.3

※年間平均回数については、以下の頻度として集計しました。

- ・週4回以上： 週5.5回、年間286回
- ・週2～3回： 週2.5回、年間130回
- ・週1回： 年間52回
- ・月1～3回： 月2回、年間24回
- ・年数回： 年間5回

■会やグループへの参加意向【ニーズ 問5（2）】

地域住民の有志でいきいきとした地域づくりを進めるとしたら、参加者として参加してみたいと思うかについては、「参加してもよい」が47.1%と最も多く、次いで「参加したくない」が29.8%、「既に参加している」が6.7%となっています。

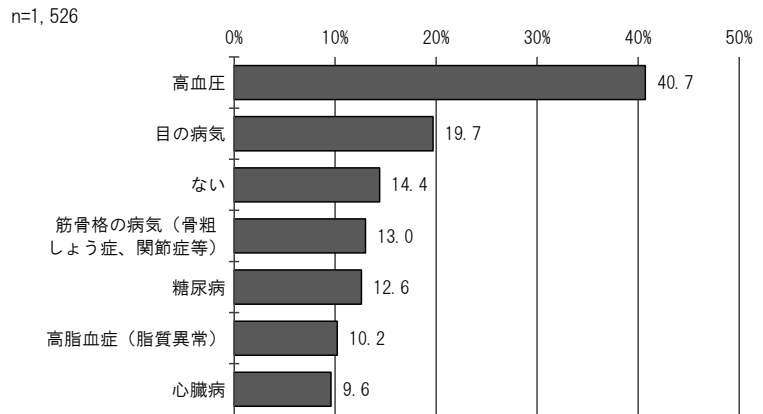


健康について

■現在治療中、または後遺症のある病気について

【ニーズ 問7（7）】※上位7項目

現在治療中、または後遺症のある病気があるかについては、「高血圧」が40.7%と最も多く、次いで「目の病気」が19.7%、「ない」が14.4%となっています。

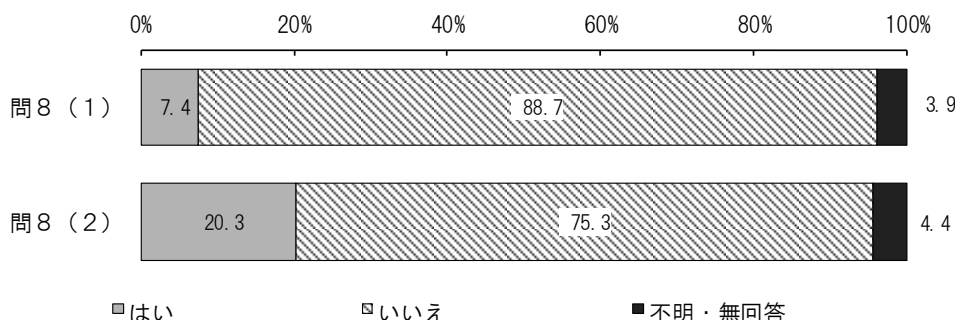


認知症について

■ 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人【ニーズ 問8(1)】

■ 認知症に関する相談窓口を知っているかについて【ニーズ 問8(2)】

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについては、「いいえ」が88.7%となっており、「はい」の7.4%を上回っています。



認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「いいえ」が75.3%となっており、「はい」の20.3%を上回っています。

■ 認知機能リスク該当者率

【ニーズ調査Ⅱチェックリスト評価⑤】

「問4(1)物忘れが多いと感じますか」「問4(2)自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか」「問4(3)今日が何月何日かわからないときがありますか」の3問に対して該当する選択を1問以上した場合をリスクありと判定し、リスク該当者の率を作成しました。認知機能については、男女ともに年齢が上がるにつれてリスクが高まっています。

単位：%

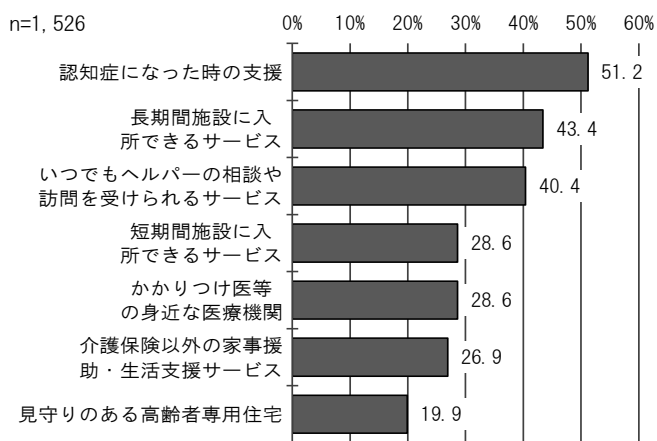
	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	総計
男 (n=510)	42.0	46.3	49.6	68.9	56.0	49.0
女 (n=529)	47.7	54.3	60.7	65.6	61.3	55.8

在宅医療・介護連携について

■ 住み慣れた地域で暮らし続けられるために、高齢者に対する施策や支援として、充実して欲しいと思うもの

【ニーズ 問9(3)】※上位7項目

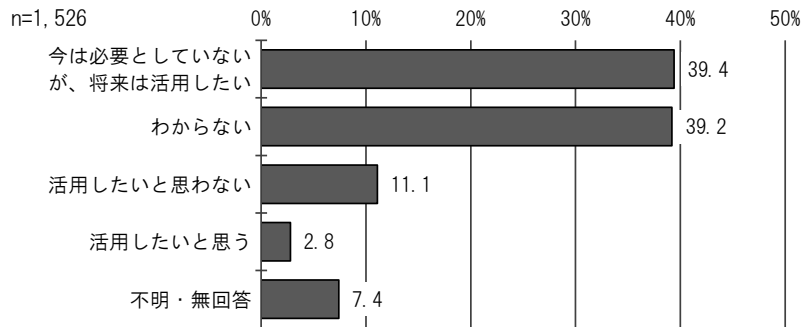
今後、住み慣れた地域で暮らし続けるために、高齢者に対する施策や支援として充実してほしいと思うものについては、「認知症になった時の支援」が51.2%と最も多く、次いで「長期間施設に入所できるサービス」が43.4%、「いつでもヘルパーの相談や訪問を受けられるサービス」が40.4%となっています。



■有償ボランティアを活用したいと思いますか

【ニーズ 問9 (4)】

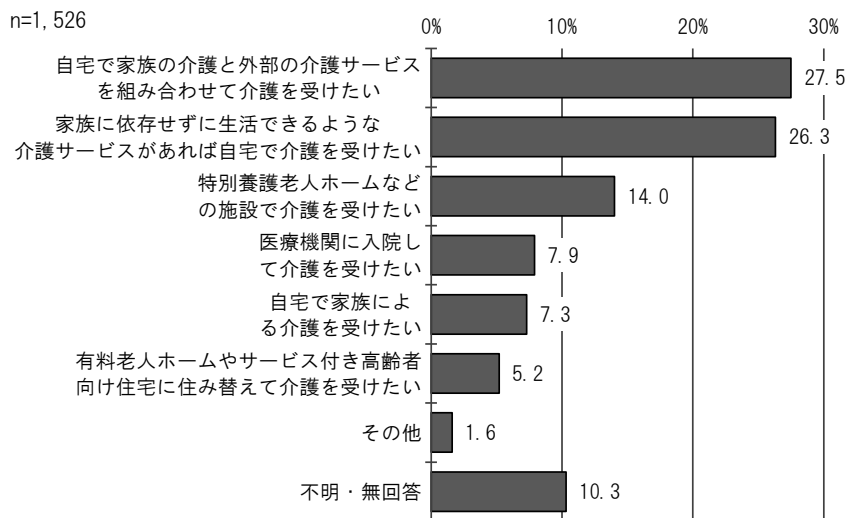
有償ボランティアを活用したいと思うかについては、「今は必要としないが、将来は活用したい」が39.4%と最も多く、次いで「わからない」が39.2%、「活用したいと思わない」が11.1%、「活用したいと思う」が2.8%、「不明・無回答」が7.4%となっています。



■あなた自身に介護が必要になった場合の希望

【ニーズ 問10 (1)】

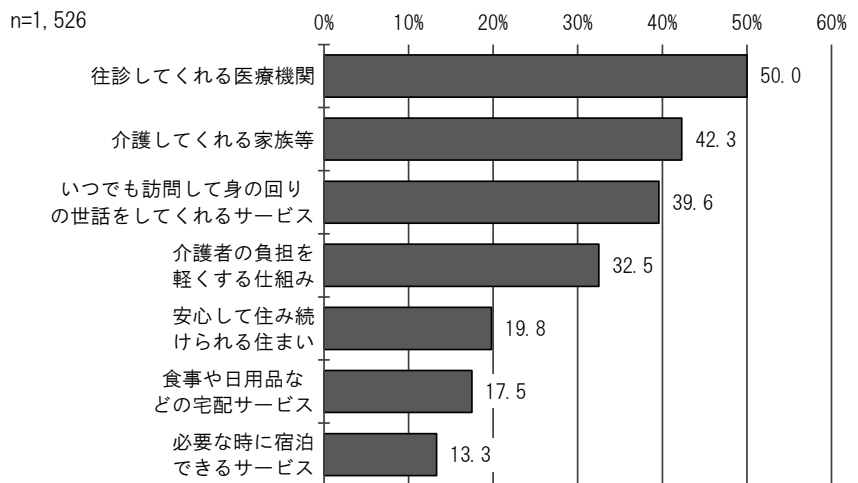
自身に介護が必要になった場合の希望については、「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい」が27.5%と最も多く、次いで「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい。」が26.3%、「特別養護老人ホームなどの施設で介護を受けたい」が14.0%となっています。



■介護や医療が必要になっても、自宅で暮らし続けるために重要だと思うもの

【ニーズ 問10 (5)】

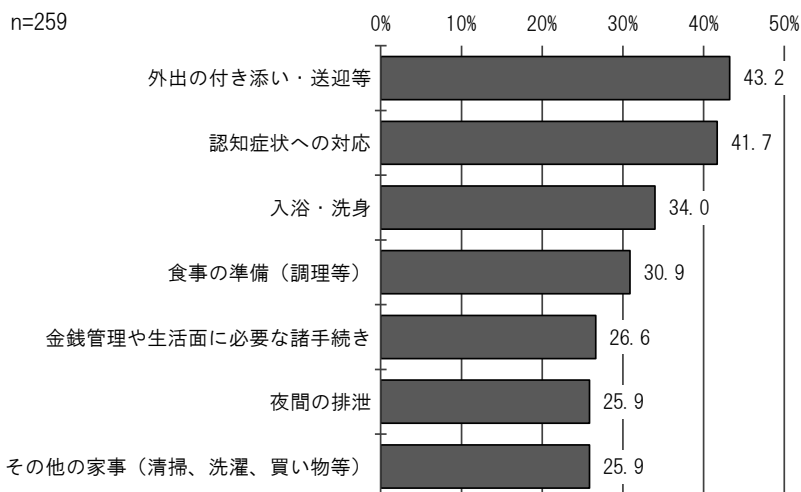
介護や医療が必要になっても、自宅で暮らし続けるために、特に重要だと思うものについては、「往診してくれる医療機関」が50.0%と最も多く、次いで「介護してくれる家族等」が42.3%、「いつでも訪問して身の回りの世話をしてくれるサービス」が39.6%となっています。



介護者の状況について

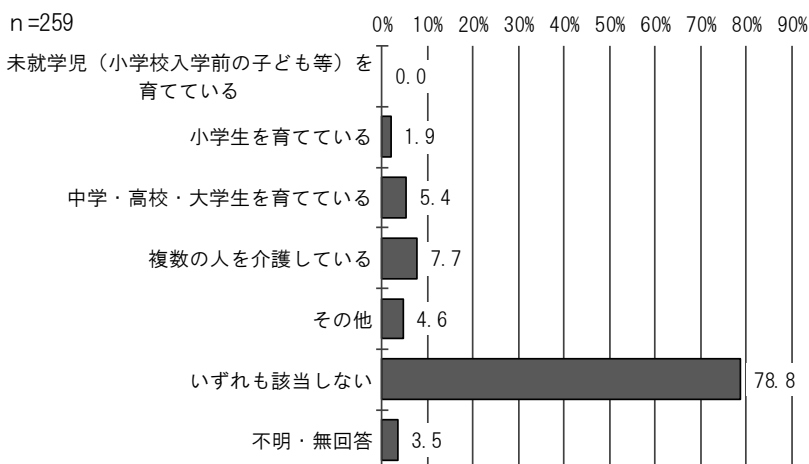
■現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について

【在宅 B票問5】※上位7項目
現在の生活を継続していくにあたり、主な介護者の方が不安を感じる介護等については、「外出等の付き添い・送迎等」が43.2%と最も多く、次いで「認知症状への対応」が41.7%、「入浴・洗身」が34.0%となっています。



■介護者の方の状況

【在宅 B票問6】
主な介護者の当てはまる状況については、「該当しない」が78.8%で圧倒的に多くなっています。次いで、「複数の人を介護している」が7.7%、「中学・高校・大学生を育てている」が5.4%となっています。



■ダブルケアのどのような点に負担を感じるか

【在宅 B票問7】

ダブルケアを行う際に負担に思う点について、子育て・介護ともに「普通」～「非常に感じる」の割合が多くなっています。特に、子育てでは「経済的負担」、介護では「精神的負担」がそれぞれ多い傾向にあります。

子育てについては負担を感じない層が一定数いるのに対して、介護についてはほぼ見られません。

		感じない	あまり感じない	普通	やや感じる	非常に感じる
精神的負担	子育て（n=20）	20.0	5.0	20.0	30.0	25.0
	介護（n=44）	0.0	2.3	18.2	31.8	47.7
体力的負担	子育て（n=20）	15.0	0.0	35.0	25.0	25.0
	介護（n=44）	0.0	11.4	18.2	36.4	34.1
経済的負担	子育て（n=19）	15.8	10.5	5.3	31.6	36.8
	介護（n=43）	7.0	11.6	37.2	16.3	27.9
子育て計		16.9	5.1	20.3	28.8	28.8
介護計		2.3	8.4	24.4	28.2	36.6

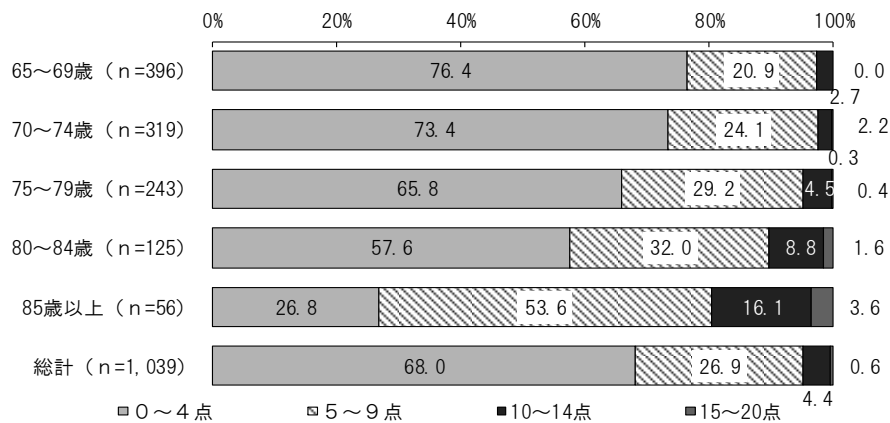
日常生活基本チェックリスト評価（要支援リスク判定）について

総合事業の対象者の判定に使われる基本チェックリストを用いた要支援リスク判定の結果をみると、10点以上の「生活機能低下者」に該当する方は全体で5.0%となっています。年齢別にみると、年齢が上がるにつれて「生活機能低下者」の割合が多くなっています。

地域別にみると、平均5.0%に対して泉地区が他地域を超えて高くなっています。

家族構成別にみると、2世帯より夫婦2人暮らしはリスクが低いとみられます。リスクが高まると息子・娘の助けが必要になってきているものと思われます。

■チェックリスト総合判定※結果



■生活機能低下者の比率（地域別）

	西 (n=255)	中央 (n=129)	東 (n=63)	南 (n=94)	泉 (n=136)	総計 (n=1,039)
低下者の比率	4.7%	4.9%	4.8%	4.3%	6.6%	5.0%

■生活機能低下者の比率（家族構成別）

	一人暮らし (n=129)	夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上) (n=471)	夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下) (n=66)	息子・娘との2世帯 (n=169)	その他 (n=202)	総計 (n=1,037)
低下者の比率	6.2%	3.4%	1.5%	9.5%	4.5%	5.0%

※「チェックリスト総合判定結果」とは、アンケート調査の回答結果に基づき、リスク判定に該当する(1)生活機能全般、(2)運動機能、(3)低栄養、(4)口腔機能、(5)外出・閉じこもり、(6)認知機能の項目の計20問の質問について1問1点とし、該当する選択肢を10点以上回答された方を「生活機能低下者」と判定しています。

生活機能について

運動機能リスクや転倒リスク、閉じこもり傾向、低栄養等、年齢が上がるにつれて該当者が多くなっており、特に運動機能リスク、転倒リスクについては、85歳以上で該当者が急増しています。

■生活機能リスク保有者の比率

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
運動機能低下	5.1	5.7	12.8	16.6	32.2
転倒リスク	22.2	25.1	28.0	28.0	54.2
閉じこもり傾向	2.1	1.9	4.6	6.5	6.5
低栄養	0.4	0.6	0.4	2.5	4.9
口腔機能低下	16.9	22.9	24.7	25.6	37.8
認知機能低下	44.9	50.5	55.2	67.3	58.7
うつ傾向	40.2	35.8	39.1	31.3	41.4

※ 令和元年度実施のニーズ調査において、それぞれのリスクに該当する調査項目に一定数あてはまる回答をした人をリスク保有者と判定します。詳細は令和2年3月杉戸町日常生活圏域ニーズ調査結果報告書参照

アンケートから見える課題のまとめ

認知機能低下の他に、うつ、転倒のリスク該当者割合も高いことから、心と体の健康づくりを目的とした事業や、総合事業等を通じた高齢者の身体機能の維持、増進を図っていくための事業の展開を検討していくことが重要です。また、地域づくりの活動への参加意向が高いことから高齢者が社会参加・参画することで、健康寿命の延伸につながるよう活動の場の充実や参加しやすい仕組みづくりをさらに進めていくことが重要です。

地域包括ケアシステムの実現に向けて、国では「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける」ことを目指しているなかにおいて、高齢者ができるだけ自宅での生活を継続していくためにも、家族介護者の時間的・精神的な負担の軽減を図るための取り組みやサービスの充実が必要です。

第3節 第7期計画の評価

1 基本方針ごとの評価と実績

第1節 健康づくりと介護予防の充実

- 健康づくりでは、集団健康教育やすぎと健康アカデミーを実施したほか、社会福祉協議会主催のふるさと元気村において、筋力向上トレーニングを実施しました。
- 特定健康診査の受診率は年々上昇となっています。
- 一般介護予防事業では、介護認定に関わらずすべての高齢者を対象とした住民主体の通いの場としての取り組みを実施しています。「まいにち体操教室」「出前いきいき教室」「げんき SUGI 体操」「シニアサロン事業」等を開催しました。また、介護予防に向けた取り組みが自発的に出来るよう、地域で活躍が出来る介護予防サポーターの養成講座や、一般介護予防事業の評価等を実施しました。

第2節 在宅生活支援の充実

- 在宅生活における生活支援では、町民の交通手段を確保し、公共施設等への利用促進や日常生活の利便性向上を目的とした高齢者の移送サービスや、移動支援アドバイザーによる第1層協議体にて移送サービスの先進事例を学び、町内5地区における座談会において、地域で実施可能な移送サービスについて検討を行いました。
- 在宅医療・介護連携の推進では、在宅医療・介護連携推進研究会（ケアカフェ）を5回（令和元年度）開催しているほか、地域包括ケア会議を毎月開催し、在宅医療・介護連携の現状把握と課題抽出、対応策の検討を行いました。
- 認知症対策では、認知症の方が安心して暮らせるように地域で見守りを行う仕組みを進めるため「認知症徘徊声かけ訓練」や「認知症サポーター」の養成講座を実施しました。また、認知症の方やその家族が気軽に集まることのできるオレンジカフェ（すぎびょんカフェ）を月1回開催しました。

第3節 保健、福祉施設の確保・活用

- 介護保険施設以外の入所・入居施設では、養護老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅の確保に努めました。
- 既存施設の利用では、保健センターにて各種健康教育や健康相談等を実施しました。また、すぎとピアでは子どもたちと高齢者の世代間交流や高齢者のための教育・啓発、レクリエーション施設としての活用、高齢者の運動機能の維持向上や運動習慣の定着を図るための取り組みを行いました。

第4節 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援

- 長寿の方へお祝いでは、町内で使用できる商品券の贈呈や、85歳以上に達したご夫婦へ記念品の贈呈を行いました。
- 高齢者が生涯にわたっていきいきと生活できるよう、公民館や生涯学習センターによる生涯学習活動の開催や運営の支援を行いました。また、各種スポーツ教室やイベントを開催しました。
- 就労の意欲のある高齢者に就労の場を提供し、仲間づくり・生きがいつくりを努めました。
- 自主的な活動や地域との交流を促進するため、老人クラブ活動の補助や老人クラブ講師派遣事業、また、地域コミュニティ活動への支援として、シニアサロンやボランティア活動等の運営補助・支援を行いました。

第5節 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 居住環境の整備では、第5次杉戸町総合振興計画後期基本計画で掲げている「人にやさしい環境整備の推進」に基づき、各施策を推進しました。また、ノンステップバスの導入促進やユニバーサルデザインに配慮した施設管理や歩道の整備等を行いました。
- 防災対策では、自主防災組織に要配慮者を含めた地域防災体制強化に努めるとともに、「杉戸町避難行動要支援者登録制度実施要領」に基づき、避難支援等の関係者に避難行動要支援者名簿の提供を行いました。また、杉戸警察署と合同によるキャンペーンを実施し、防犯啓発活動を実施しました。
- ヘルプカード配布事業では、町内の各公共施設や町ホームページ等で周知を行いました。
- 高齢者の権利擁護事業では、杉戸町要援護者あんしん見守りネットワークを活用し、地域での見守りの目を増やし、虐待防止に努めました。また、成年後見制度について、住民の集まりの場等で周知に努めた他、消費者被害の状況に応じて、適切な専門機関に繋げる等の連携に努めました。

第4節 第8期計画策定に向けた課題と方向性

1 健康づくりや介護予防への取り組み

現状・課題

- ・杉戸町では、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、介護予防訪問介護・通所介護や一般介護予防事業を実施しています。一般介護予防事業では、「まいにち体操教室」「出前いきいき教室」「げんきSUGI体操」「シニアサロン事業」等を開催しました。
- ・介護・介助が必要となった主な原因は、「高齢による衰弱」が最も多く、次いで、「糖尿病」、「心臓病」の順となっています（P13 ニーズ調査問1（2）①）。また、リスク判定における運動機能のリスクについては、年齢が上がるにつれ高まっています。

方向性

- ・健康で自立した生活を長く送るためには、介護予防の取組を推進し、要支援・要介護状態になることを防止することが重要です。
- ・高齢化が進んでいく中で、介護サービスや支援を必要とする高齢者及びその家族の日常生活を支えていくためには、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めていく必要があります。特に、健康づくりや介護予防の取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められています。

2 在宅生活支援の充実

現状・課題

- ・介護が必要になった場合に半数以上が自宅での介護を望んでいるほか、終末期の生活の場所としても自宅（子どもや兄弟等の家を含む）が高くなっています（P19 ニーズ調査問10（1）参照）。
- ・介護や医療が必要になっても自宅で暮らし続けるために必要だと思うことについては、「往診してくれる医療機関」や「介護してくれる家族等」「いつでも訪問して身の回りの世話をしてくれるサービス」が上位となっています（P19 ニーズ調査問10（5）参照）。
- ・杉戸町では地域で実施可能な移送サービスについての検討を行っています。一方、家族の方が不安に感じる介護については、「外出の付き添い・送迎等」が最も多くなっています（P20 在宅B票問5参照）。また、外出する際の移動手段や、移動時に求める支援や配慮などは、地区によってニーズが異なります（P14 ニーズ調査問2（9）、問2（11）参照）。

方向性

- ・可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくためには、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築が必要で

す。こうした中、入退院時や在宅療養など特に医療と介護の連携が必要な場面においてスムーズな連携が行われることが重要となることから、高齢者が在宅で医療や介護サービスを利用しながら安心して療養生活を続けられるよう、地域包括支援センターやケアマネジャーが医療機関と連携し、看取りや認知症への対応強化等を図るとともに、在宅医療・介護関係者への研修等が必要です。

3 認知症の予防と重症化の防止

現状・課題

- ・杉戸町では認知症予防としてコグニサイズや脳トレ体操の普及を行っているほか、認知症支援として認知症の方や家族の支援としてオレンジカフェ（すぎびよんカフェ）や理解を深めるための認知症サポーター養成講座を実施しています。
- ・家族が不安に感じる介護について「認知症状への対応」が約4割となっているほか（P20 在宅B票問5参照）、住み慣れた地域で暮らし続けるために充実して欲しいと思うものについては、「認知症になった時の支援」が最も多くなっています（P18 ニーズ調査問9（3）参照）。また、認知機能のリスク該当者については、65歳以上の約半数が該当しています（P18 ニーズ調査Ⅱチェックリスト評価⑤参照）。
- ・子育てや複数の人を介護している「ダブルケア」の状況にある方が約2割となっており、ダブルケアにおける介護でどのような点に負担を感じるかについては、約半数が精神的負担を「非常に感じる」となっています（P20 在宅B票問6～7参照）。

方向性

- ・認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが「認知症施策推進大綱」で示されています。この「共生」と「予防」を推進するためには、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームなどが早期発見や適切な支援を行えるよう、多職種連携の推進を図っていくことが重要です。また、認知症に対する正しい知識の普及啓発や、認知症の人や家族のニーズに合わせた支援体制の整備など、「認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会」を目指すことが重要です。

4 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

現状・課題

- ・地域活動の参加頻度については、「参加していない」がいずれも4～5割程度となっています。また、地区ごとで参加頻度に差がみられます。地域づくりに向けては、参加者として「参加したい」「既に参加している」が約6割と高くなっています（P16～17 ニーズ調査問5（1）（2）参照）。
- ・「収入のある仕事」をしている方が約2割となっています（P16 ニーズ調査問5（1）参照）。
- ・趣味が「思いつかない」が約2割、生きがいが「思いつかない」が約3割となっています（P15 ニーズ調査問4（18）（19）参照）。

方向性

- ・地域共生社会を実現するためには、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持った、支え、支えられる関係の循環をつくることが重要です。高齢者が自立して暮らしていけるよう、より多くの人参加しやすい活動の場や機会の充実を図ることが求められます。
- ・住民主体の通いの場やシルバー人材センター等の活用により、生きがいのある生活を送ることができるよう支援していくことが重要です。

第3章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据えて、高齢者が生涯にわたり、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるとともに、積極的に社会とのつながり参画することで、個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自分らしく安心して生活していくことができるよう、着実に計画を進めていく必要があります。

そこで、第8期計画では、杉戸町の高齢者を取り巻く社会情勢を見極めながら、新たな課題に対応していくため「誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち」を基本理念とします。

基本理念

「誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち」

第2節 基本方針

基本方針1 健康づくりと介護予防の充実（健康寿命の延伸）

高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らせることができるよう、介護予防や健康づくりを推進していきます。また、高齢者自身の社会参加が効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるよう、「新しい生活様式」による感染対策を取り入れながら、通いの場などの多様な介護予防の取組を推進していきます。

基本方針2 在宅生活支援の充実

介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の連携や認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策を推進していきます。

また、介護、予防、医療、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを引き続き深化・推進していきます。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる。また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味。

※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

基本方針3 保健、福祉施設の確保・活用

団塊の世代の後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増加や、今後右肩上がりが増えていく介護需要に対応するため、多様な介護の受け皿となっている有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に関する情報など、県と連携を図りながらサービス基盤の整備を促進していきます。

また、すぎとピアなどの公共施設等を有効に活用し、健康づくりや生きがいつくりの拠点とするとともに、高齢者が身近な地域で自主的な活動ができるよう支援していきます。

基本方針4 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援

高齢者が生きがいを持ち、多様な地域活動への参加を通じて、地域とのつながりを保ちながら社会で役割をもって活躍できるよう、高齢者の就労や社会参加を促進していきます。

基本方針5 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせることができるよう、関係機関や庁内横断的な連携・協力のもと、災害や犯罪などから高齢者を守る安心・安全なまちづくりを構築していきます。また、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護の取組を推進していきます。

第3節 計画の体系

基本理念	基本方針	施策の方向性
誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち	1. 健康づくりと介護予防の充実（健康寿命の延伸）	1 健康増進事業の充実
		2 地域支援事業の総合的な推進
	2. 在宅生活支援の充実	1 生活支援等の充実
		2 家族介護支援の充実
		3 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進
		4 相談支援・情報提供の充実
		5 在宅医療・介護連携の推進
		6 認知症施策の推進
	3. 保健、福祉施設の確保・活用	1 介護保険施設以外の入所・入居施設の確保
		2 既存施設の利用促進・有効活用
	4. 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援	1 生きがい活動の充実
		2 就労機会の充実
		3 自主的活動・地域交流の促進
		4 生活支援サービスの体制整備
	5. 高齢者にやさしいまちづくりの推進	1 居住環境の整備
		2 安全な生活の確保
		3 高齢者の権利擁護
		4 保健・医療・福祉情報の提供

第4節 SDGs推進に向けた取組

(1) SDGsとは

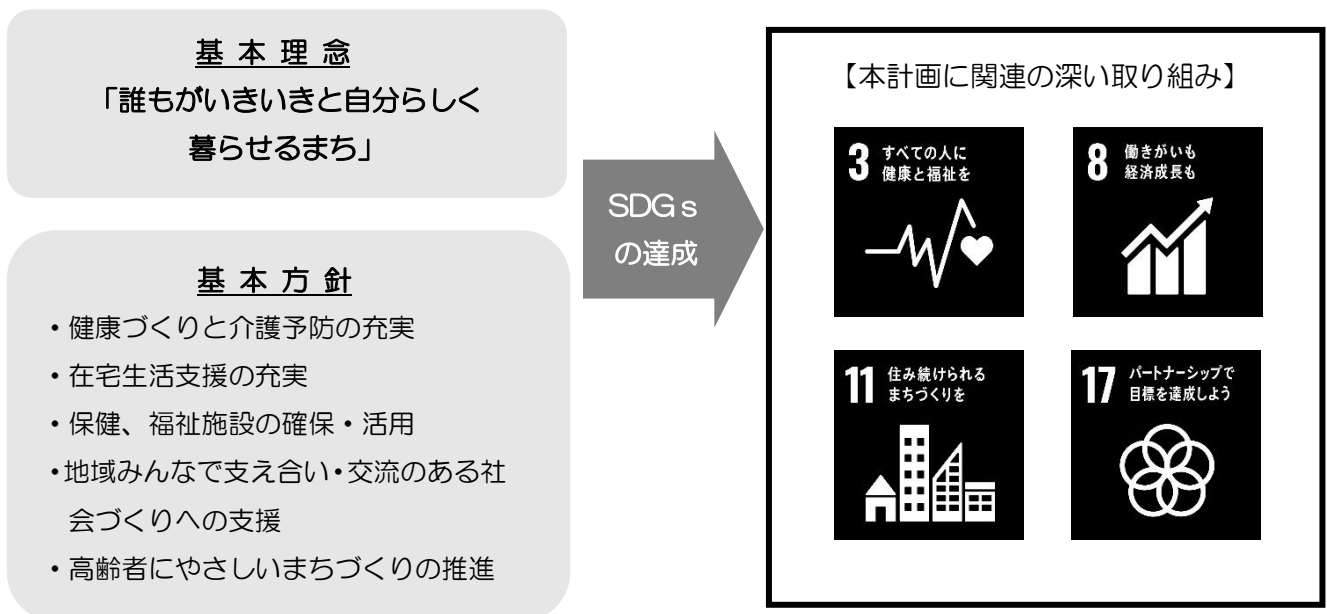
SDGs（エスディーズ）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された、2030（令和12）年までに達成すべき国際目標です。

17のゴール（目標）とそれに連なり具体的に示された169のターゲットから構成された国際社会全体の共通目標です。



(2) SDGsの取組

SDGsはグローバルな課題の解決に向けて各国が取り組むものですが、それを達成するには自治体レベルでの取り組みが不可欠です。本計画で定める基本理念実現や基本方針に掲げる目標の施策を推進することは、SDGsが定めるゴールへとつながっていきます。



第4章 施策の展開

第1節 健康づくりと介護予防の充実（健康寿命の延伸）

1 健康増進事業の充実

（1）健康教育

現況と課題	<p>「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的に、集団健康教育を実施しています。</p> <p>誰もが自主的に健康を維持していくことができるよう、健康に関する正しい知識を普及するため、各種健康教育を実施しているほか、食習慣や運動習慣についての正しい知識を普及し、生活習慣改善のための行動変容を促すため、講演会や料理教室、ヘルストレーニング教室等を実施しています。</p> <p>さらに、地域において活動する団体へ理学療法士等の専門職を派遣することにより、住民主体となる介護予防活動を活性化し、地域づくりによる活動強化を図っています。</p> <p>今後も、健康増進事業として生活習慣病の予防その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図り、地域へ健康づくりを広めていけるよう人材を育成していくことが必要です。</p>
施策の方向	<p>① 要介護状態を招く骨粗しょう症や生活習慣病について、積極的に健康教育を実施し健康寿命の延伸を目指します。</p> <p>② 60歳以上の方については、ふるさと元気村において筋力向上トレーニングを実施し、健康増進に努めます。</p> <p>③ 理学療法士、健康運動指導士等の協力を得て、専門的指導内容の充実を図ります。</p> <p>④ 住民主体の通いの場などの多様な介護予防活動の充実を図ります。</p>
担当課等	健康支援課（保健センター）、社会福祉協議会、高齢介護課

■集団健康教育の実施状況

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込）	
	実施回数	延べ参加者数	実施回数	延べ参加者数	実施回数	延べ参加者数
歯周疾患	1	35	1	31	0	0
病態別	4	12	5	47	0	0
一般	80	1,580	95	1,743	5	60
合計	85	1,627	101	1,821	5	60

■ふるさと元気村（トレーニング機器一般利用事業）の実施状況・目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事前講習実施回数	12	12	8	12	12	12
新規登録者	64	64	27	36	48	60
年間利用者数 (延べ人数)	11,621	12,039	2,300	6,000	9,000	12,000

■すぎと健康アカデミーの実施状況

区分	第7期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
修了生	21	23	0

(2) 健康相談

現況と課題	<p>重点健康相談、総合健康相談を実施しています。</p> <p>重点健康相談は、高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗しょう症、女性の健康、病態別（肥満・心臓病等）の健康相談となっています。</p> <p>また、総合健康相談は、個人の心身の健康に関する一般的な事項について総合的に指導・助言を行っています。精神保健に関する相談についても、電話や面接相談等にて随時、相談に対応しています。</p> <p>健康相談は、毎週金曜日、また、栄養相談は月1回実施しており、電話相談などは随時行っています。</p> <p>今後も、継続して対応する体制を整備していく必要があります。</p>
施策の方向	<p>① 重点健康相談については、個人の食生活、運動その他の生活習慣を勘案して行う必要があり、住民からの相談に対応します。</p> <p>② 総合健康相談については、多様な相談のニーズに応じられるよう保健師、管理栄養士が対応します。</p> <p>③ 精神保健相談については、保健師等が相談に対応し、必要に応じて保健所や関係機関と連携し、適切な専門機関につなげるよう、助言・支援を行います。</p>
担当課等	健康支援課（保健センター）

■健康相談の実施状況

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込）	
	実施回数	延べ参加者数	実施回数	延べ参加者数	実施回数	延べ参加者数
重点健康相談	10	94	32	107	16	90
総合健康相談	随時	82	随時	129	随時	150
精神保健相談	随時	74	随時	81	随時	70
合計		250		317		310

（3）各種健康診査

現況と課題	<p>生活習慣病やがん等の早期発見と予防対策の一環として、各種健康診査を実施しています。</p> <p>子宮頸がん、乳がん検診については、保健センターの集団検診、指定医療機関による個別検診を実施しています。</p> <p>胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診については、保健センターでの集団検診を実施しています。特定健康診査との同時実施や各がん検診の同時実施により、住民の利便性に配慮しています。</p> <p>骨粗しょう症検診は、年齢にかかわらず食生活や運動習慣の改善を図ることが重要であることから、20歳以上の女性を対象に実施しています。</p> <p>杉戸町国民健康保険では、40歳以上の被保険者を対象に、特定健康診査（集団・個別）、特定保健指導を実施しています。</p> <p>受診率及び住民の利便性向上のため、インターネットによる先行予約・随時予約を実施しています。</p> <p>今後も、受診率向上に向け、受診しやすい環境の整備、効果的な受診勧奨等について、関係機関との連携を強化し、取組を進めていく必要があります。</p>
施策の方向	<p>① がん検診については、実施方法や精度管理の見直し等、効果的な実施に努め、また、がん検診推進事業を実施し、若年層への受診勧奨・周知・啓発を図ります。</p> <p>② 骨粗しょう症検診については、若い世代の受診者の拡大、さらに検診から保健指導、予防教室までの一連の事業において、住民の意識を高める事業展開に努めます。</p> <p>③ 特定健康診査とがん検診を同時に実施し、住民の利便性に配慮します。</p> <p>④ 特定保健指導対象者に、保健師・管理栄養士による健康相談・栄養相談だけでなく、より効果的な保健指導を展開します。</p>
担当課等	町民課、健康支援課（保健センター）

■胃がん検診の実施状況

区分	第7期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
対象者数	16,754	14,207	14,207
受診者数	1,438	1,448	1,165
受診率	8.6	10.2	8.2

注：対象者は、令和元年度より40歳以上（平成30年度は20歳以上）。

■肺がん検診の実施状況

区分	第7期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
対象者数	14,207	14,207	14,207
受診者数	1,923	2,005	1,760
受診率	13.5	14.1	12.4

注：対象者は、40歳以上。

■大腸がん検診の実施状況

区分	第7期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
対象者数	14,207	14,207	14,207
受診者数	2,298	2,440	2,090
受診率	16.2	17.2	14.7

注：対象者は、40歳以上。

■乳がん検診の実施状況

区分	第7期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
対象者数	8,672	8,672	8,672
受診者数	783	887	480
受診率	18.2	19.2	—

注：受診率については国の「がん検診実施のための指針」に基づく受診率。

対象者は、40歳以上の女性。

■子宮頸がん検診の実施状況

区分	第7期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
対象者数	10,243	10,243	10,243
受診者数	967	1,109	800
受診率	19.1	20.1	—

注：受診率については国の「がん検診実施のための指針」に基づく受診率。

対象者は、20歳以上の女性。

■特定健康診査の実施状況

区分	第7期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
対象者数	8,446	8,178	8,928
受診者数	3,098	3,121	4,594
受診率	36.7	38.2	51.5

■特定健康診査の目標受診率

区分	第8期計画目標受診率		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診率	55	58	60

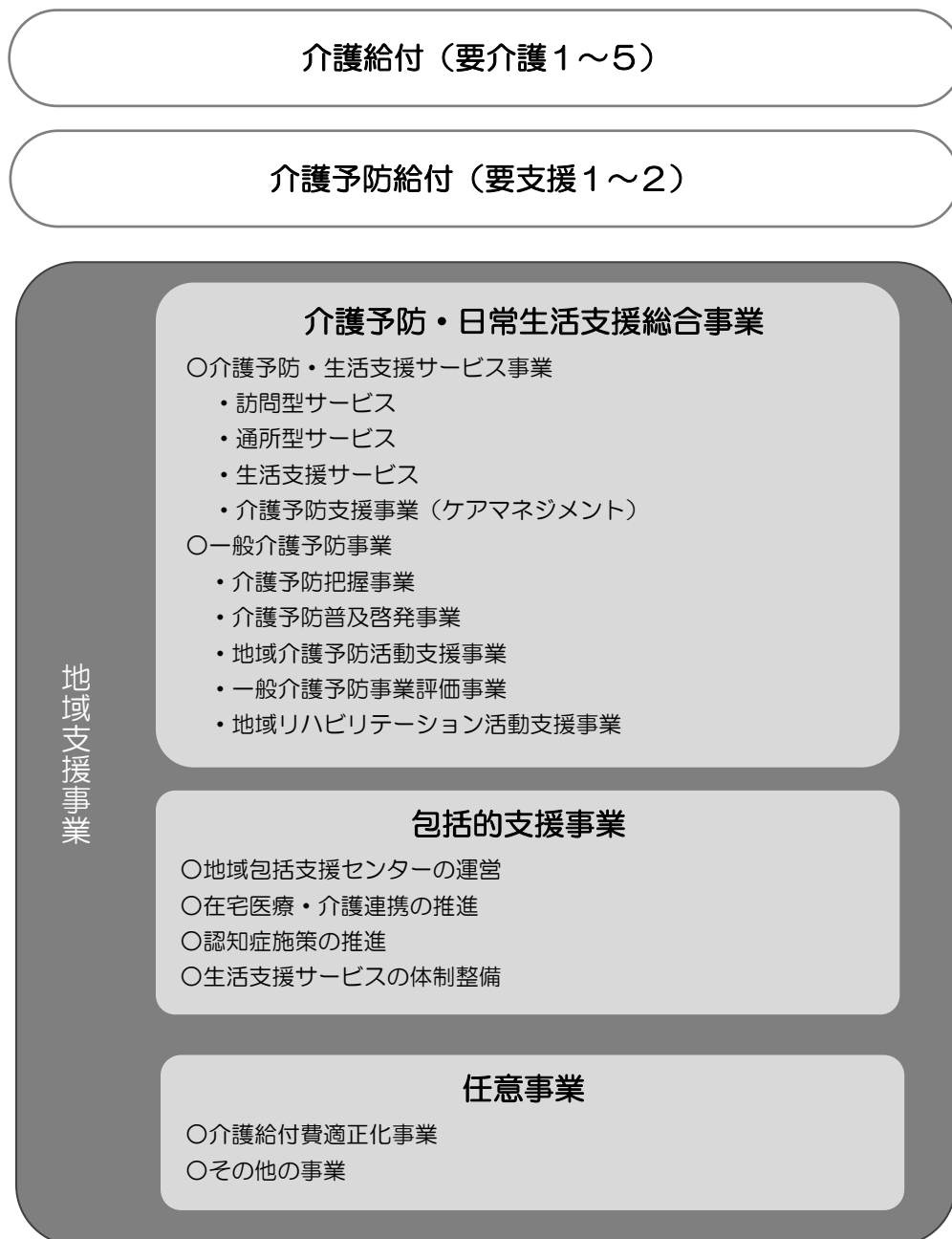
■特定保健指導の実施状況

区分	第7期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
受診率	37.9	33.7	35.7

2 地域支援事業の総合的な推進

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、介助が必要となった場合においても、重度化を防止し、可能な限り地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援するものです。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」から成り立ちます。

■地域支援事業の構成



（1）介護予防・生活支援サービス事業の充実

要支援者等の多様なニーズに対応するため、介護事業所による訪問介護、通所介護のサービスに加え、地域における住民主体の団体やボランティア等、インフォーマルサービス※を活用しながら支援できる多様なサービスについて、地域の実情を踏まえながら実施していきます。

※ インフォーマルサービス…インフォーマルケアともいい、公的機関や専門職による制度に基づくサービス・支援以外の支援を指します。個人を取り巻く家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア、地域等による援助の総称です。

①訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供するサービスで、地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の整備に努めます。

■訪問型サービス

サービス種別	内容
訪問介護	介護予防訪問介護を提供
緩和した基準によるサービス	生活援助などを提供
住民主体による支援	住民主体の自主活動として行う生活援助などの提供
短期集中予防サービス	保健師等、専門職による居宅での相談指導などの提供
移動支援	移動前後の生活支援の提供

■訪問型サービスの給付状況（単位：千円）

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付件数	817	907	857	862	955	1,000
給付金額	11,865	13,147	13,736	13,860	15,364	16,122

②通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービスで、地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の整備に努めます。

■通所型サービス

サービス種別	内容
通所介護	従来の介護予防通所介護を提供
緩和した基準によるサービス	ミニデイサービスや運動・レクリエーションを提供
住民主体による支援	体操・運動などの自主的な通いの場を提供
短期集中予防サービス	保健・医療の専門職による生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善などのプログラムの提供

■通所型サービスの給付状況（単位：千円）

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付件数	1,249	1,232	1,025	1,194	1,240	1,364
給付金額	28,381	27,529	22,849	26,637	27,647	30,412

③その他の生活支援サービス

地域における自立した日常生活の支援のための事業です。要支援者などに対して、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われるサービスで、住民ボランティア等の担い手を養成しながら、移動支援、買い物及びゴミ出し支援等、住民主体の取り組みを推進します。

④介護予防支援事業（ケアマネジメント）

総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供され、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成し、援助を行います。

また、要支援者に加えて、要介護認定者も高齢者の希望に応じて総合事業の対象とすることが可能になることから、その周知を行います。

（２）一般介護予防事業の充実

一般介護予防事業は、高齢者がだれでも参加することができる住民主体の通いの場として、また運営・参加する高齢者自身の介護予防としても今後重要な事業です。さらに、人と人とのつながりから地域づくりを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域となるよう実施します。

①介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等を活用することで、生活機能の低下等により、要介護・要支援状態になる恐れのある高齢者を早期発見するとともに、介護予防活動へつなげていきます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するため、各地区でのシニアサロン、老人クラブ等、高齢者が多く集まる機会を利用して、低栄養や認知症予防、口腔機能向上等の介護予防に関する情報を提供し、地域における自主的な介護予防のための活動を支援します。

③地域介護予防活動支援事業

高齢者が地域で支え合い安心して暮らすことができるよう、介護予防に資する地域活動・組織の育成・支援や、介護予防サポーター養成講座等、ボランティア人材の育成に努めます。

介護予防に資する活動を行う自主的な地域の団体については、活動支援や活動意欲を継続するための支援等、特性に合わせた活動の支援を進めます。

■まいにち体操教室

現況と課題	定例的な事業として、周知方法の工夫を通じて参加者数の拡大を図り、介護予防の啓発を進めています。参加者の運動機能向上への意識は高まっており、継続する参加者が増えてきています。しかし、新規の参加者が伸び悩んでいることが課題となっています。
施策の方向	年間を通じて体操ができる場の提供を行い、高齢者自身の介護予防の推進に努めます。
担当課等	高齢介護課

■まいにち体操教室の実施状況・目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	549	479	0	280	280	280
実施回数	167	158	0	174	174	174
参加延べ人数	6,194	5,426	0	6,500	6,600	6,700

■出前いきいき体操教室

現況と課題	団体からの依頼により公民館や自治会の集会所等へ介護予防サポーターが出向き、介護予防教室の普及啓発を実施しています。 今後も高齢者が介護予防や健康づくりに関心が持てるよう、地域の団体を通じて啓発していく必要があります。
施策の方向	介護予防サポーター養成講座で育成したサポーターと連携し、介護予防活動の普及に努めます。
担当課等	高齢介護課

■出前いきいき体操教室の実施状況・目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施団体数	17	13	9	12	13	15
開催回数	237	166	117	180	195	225
参加延人数	2,768	1,854	500	1,560	1,800	2,100

■介護予防サポーター養成講座

現況と課題	介護予防に関する知識や技術を身につけ、地域での介護予防活動のリーダー的存在として活躍できるよう養成講座を実施しています。 今後は、介護予防サポーターの活動が有効的に活用されるよう、人材の育成や地域活動を支援します。
施策の方向	地域で介護予防活動を支援していく介護予防サポーターを養成し、介護予防活動等を実施します。
担当課等	高齢介護課

■介護予防サポーター養成講座の実施状況・目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	25	27	0	25	27	30
実施回数	12	12	0	12	12	12
参加延べ人数	240	230	0	250	300	340

■げんきSUG I体操

現況と課題	だれでも歩いて通え、住民自ら運営し、効果のある体操を集会所等で行うことにより、筋力アップだけではなく、体操をきっかけに地域でのつながりを作る、見守りを行う、支え合いができるようになることを目的とした、近くで・みんなと・効果ある「げんきSUG I体操」を実施しています。
施策の方向	会場確保、日程調整、体操指導などを住民主体で運営し、行政はサポーター養成、リハビリテーション専門職等の派遣、後方支援を行い、住民主体の介護予防を推進します。
担当課等	高齢介護課

■げんきSUG I体操の実施状況・目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施団体数	19	24	25	28	31	34

■げんきSUG I体操サポーター養成講座の実施状況・目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	42	35	0	37	39	41
実施回数	16	16	0	16	16	16
参加延べ人数	272	244	0	254	268	282

■シニアサロン事業

現況と課題	高齢者の居場所を確保し、安定した運営ができるよう、シニアサロンに補助金を交付しています。 また、サロン交流事業を行い、交流機会の提供・高齢者の生きがいづくりに努めています。
施策の方向	高齢者の居場所を確保し、安定した運営ができるよう、補助金を交付し支援します。
担当課等	高齢介護課

■シニアサロンの目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	2	2	2	1	1	1

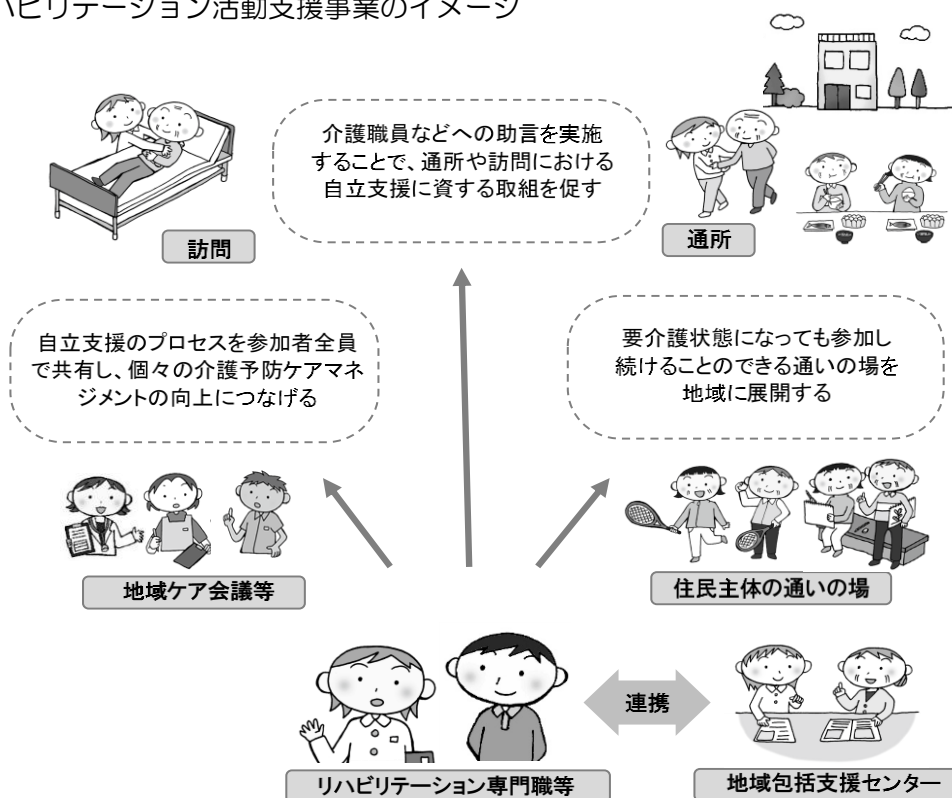
④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の参加状況や実施後のアンケート調査、実施プロセス、人材・組織の活動状況などを毎年分析・評価し、より効果的な施策展開につなげていきます。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防をするための取り組み強化や重度化防止のため、リハビリ専門職等との連携を図りながら、住民主体の通いの場（シニアサロン等）や地域ケア会議等、介護予防に関する専門的・技術的な助言の機会をつくります。

■地域リハビリテーション活動支援事業のイメージ



第2節 在宅生活支援の充実

1 生活支援等の充実

(1) 生活援助事業

現況と課題	<p>杉戸町商工会と連携し、ボランティア（協力会員）が援助の必要な高齢者（利用会員）に家事などの手助けを行い、その謝礼を地域商品券で受け取る、家事援助サービスを実施しています。</p> <p>具体的なサービス内容は、住居の掃除、簡易な身の回りの世話、食事の支度、話し相手、買い物、朗読、代筆などです。</p> <p>利用会員の拡大に向けて、社協だよりへ事業内容・実績報告の掲載を行ったほか、事業説明会の開催や介護予防事業（体操教室）や生きがい作りイベントでのPRを行いました。引き続き、利用会員の拡大について周知を図ります。</p>
施策の方向	サービスの担い手である協力会員の育成を行うとともに、商工会との連携を図り、まごころとどけ隊の充実に努めます。
担当課等	社会福祉協議会

(2) 家事援助サービス

現況と課題	シルバー人材センターでは、高齢者にふさわしい仕事を企業・家庭・公共団体等から引き受け、技術分野や技能分野等、会員の希望と能力に応じた仕事を展開しています。サービス分野では家事援助として掃除、洗濯、買い物等を行っています。
施策の方向	引き続き、会員の募集とサービス内容の周知を図り、サービスの充実に努めます。
担当課等	シルバー人材センター

(3) 高齢者の移送サービス

①巡回バスの運行

現況と課題	町内巡回バス『あいあい号』は、町民の交通手段として、公共施設等への利用促進及び日常生活の利便性向上を図ることを目的に運行しています。要介護認定者及び事業対象者は、認定文言の入った被保険者証の提示をすることで、町内巡回バスの運賃が半額に減免されています。
施策の方向	利用者ニーズを把握し、利便性の向上に努めます。
担当課等	住民協働課

②買い物支援モデル事業

現況と課題	生活支援コーディネーターを中心とした社会福祉法人や民生委員との協働により、良宝園通所介護事業所の送迎車両の空き時間を利用して、泉地区の民生委員とともに、泉地区にお住いの高齢者の方に参加していただき、スーパーへ買い物の移動支援を行っています。
施策の方向	今後も地域住民の方が中心となり、地域づくりや支え合い活動を推進していくため、先進事例や地域で実現可能な移送サービスの検討を行います。
担当課等	高齢介護課

③リフト付き車両の貸し出し

現況と課題	社会福祉協議会では、高齢者の移動手段確保のため、医療機関への通院・入院、保健福祉施設への入退所、公的機関を利用する際など、リフト付車両の貸し出しサービスを行っています。
施策の方向	制度の普及と利用促進に努めます。
担当課等	社会福祉協議会

■リフト付き車両の貸し出し実施状況

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	28	24	10	15	20	25
利用回数	170	90	40	70	100	130

(4) 交通機関の整備・改善

現況と課題	<p>町民の移動手段となる公共交通機関の利便性を高めていくため、鉄道事業者への輸送力増強や安全対策などの要望活動、バス事業者へのノンステップ車両の導入補助を行い、誰もが安心して快適に利用できる交通機関の確保を目指しています。</p> <p>また、町内巡回バス『あいあい号』は、町民の交通手段として、公共施設等への利用促進及び日常生活の利便性向上を図ることを目的に運行しています。</p> <p>令和2年度より、町内巡回バス3台とし、運行ルートや運行便数等を見直し、利用者の利便性の向上に努めました。</p>
施策の方向	<p>① 鉄道やバス輸送の利用しやすい環境づくりについて、必要に応じて関係機関等に対する要望活動等を行っていきます。</p> <p>② 多くの方々に利用していただくための公共交通を目指し、検討を進めます。</p>
担当課等	政策財政課、住民協働課

(5) 給食サービス事業

現況と課題	調理及び食の確保が困難なひとり暮らしまたは高齢者世帯等に対して、栄養改善と健康の増進を図ることを目的として配食しています。
施策の方向	調理及び食の確保が困難な方に対して、給食サービスの充実に努めます。
担当課等	高齢介護課

■給食サービス事業の実施状況・見込量

区分	第7期計画実績			第8期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ食数	5,553	5,963	6,528	7,082	7,683	8,336
利用者数	57	77	74	81	89	98

(6) ふれあい事業

現況と課題	<p>民生委員の協力を得て、ひとり暮らし高齢者及び寝たきり高齢者、認知症高齢者を対象に、年2回慰問品を届ける友愛訪問事業を実施しているほか、「ひとり暮らし高齢者ふれあい会食会」を実施しています。</p> <p>高齢化に伴い事業の必要性は高まるものと思われ、民生委員を中心として関係機関との連携を図りながら、地域ぐるみの事業展開を進めていく必要があります。</p>
施策の方向	地域の民生委員や関係機関との連携を図り、ふれあい事業の充実に努めます。
担当課等	社会福祉協議会

■ふれあい事業の実施状況・目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
友愛訪問事業	1,057	998	中止	1,000	1,040	1,080
ひとり暮らし ふれあい会食会	135	139	中止	100	120	140

(7) 緊急通報システム整備事業

現況と課題	ひとり暮らし高齢者等が、急病や災害などで緊急に救助を必要とする場合に、迅速な通報手段を確保し速やかな救助活動を行うこと、悩みを相談できることによる不安軽減と定期的な安否確認を目的として緊急通報システム整備事業を実施しています。 急病や災害時に、緊急ボタンを押すと、緊急通報センターの看護師につながり、速やかな救急活動などが行われるとともに、不安や悩みを相談する事もできます。また、定期的に「お元気コール」による安否確認が行われています。今後は、ひとり暮らし高齢者等が増えることが予想されるため、制度の普及に努め、必要な方への設置を図ります。
施策の方向	引き続き制度の普及と利用促進に努めます。
担当課等	高齢介護課

■緊急通報システム整備事業の実施状況・見込量

区分	第7期計画実績			第8期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ設置件数	227	231	230	235	240	245

2 家族介護支援の充実**(1) 日常生活用具給付・貸与事業**

現況と課題	ひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保するため、介護保険給付サービスの福祉用具購入・貸与事業の対象外となっている日常生活用具の給付・貸与を行っています。今後は、日常生活用具給付・貸与の種目の検討が必要です。
施策の方向	ひとり暮らし高齢者等に必要とされている種目を検討し、サービスが必要な方への支給に努めます。
担当課等	高齢介護課

(2) 訪問理容事業

現況と課題	散髪等を希望する寝たきり高齢者等に対し、理容師が自宅に訪問する、出張による理容サービスを実施しています。 今後も、衛生面などに配慮したサービスを実施していくことが必要です。
施策の方向	関係機関との連携を密にし、制度の普及と利用促進に努めます。
担当課等	社会福祉協議会

■訪問理容事業の実施状況・見込量

区分	第7期計画実績			第8期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3	3	3	4	5	6
利用回数	5	7	10	12	14	16

(3) 紙おむつ等支給事業

現況と課題	介護保険にて要介護3・4・5に該当し、在宅で生活し、常時排せつの介助を必要とする方を対象に紙おむつなどを支給しています。
施策の方向	在宅介護の負担軽減のため、引き続き制度の周知と利用促進に努めます。
担当課等	高齢介護課

■紙おむつ等支給事業の実施状況・見込量

区分	第7期計画実績			第8期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	159	155	156	162	168	175

(4) 介護マークの普及促進

現況と課題	<p>認知症の方などの介護をする場合、一見介護していることが分かりにくく、男性介護者が女性トイレに介護目的で入室する際や女性用下着を購入する際、誤解や偏見をもたれる可能性があります。そのため、①町内に住所を有する介護者または介護される方、②町内の介護事業者を対象に「介護中」と大きく標記された腕章とネックストラップを交付します。</p> <p>また、介護する方が「介護者」であることを周囲に知らせるための「介護マーク」の普及を図る必要があります。</p>
施策の方向	制度を周知し、必要な方への交付に努めます。
担当課等	高齢介護課

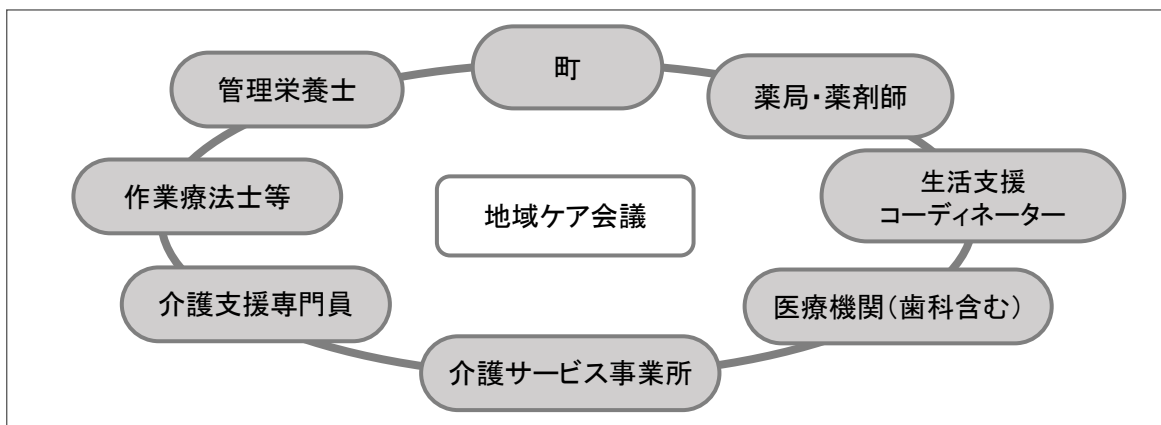
3 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを構築するための方法のひとつとして、専門的視点を有する多職種を交え、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」といった機能を発揮することが求められます。また、会議を通じて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことが重要です。

(1) 地域ケア会議の実施

地域ケア会議を実施するにあたっては、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを進める観点から、高齢者の解決すべき課題や目標を明確にするアセスメントを重視し、そのために必要な専門的視点を有する多職種や関係機関の協力、助言が得られるよう体制を整えます。

■地域ケア会議のイメージ



(2) 適切なケアマネジメントの推進

ケアマネジメントについては、高齢者自身が要介護状態とならないための予防やその有する能力の維持向上に努めるよう、ケアマネジャーは日常生活上の課題とその原因を把握し、介護予防の取組を通じて高齢者の状況が改善されることが重要です。

ケアマネジメントの質の向上のため、ケアマネジャーに対する支援と、連絡会等への支援、多職種・他機関との連携などにより、体制の充実を図ります。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

<p>現況と課題</p>	<p>ケアマネジャーの日常的業務に関し、個別相談・支援を行うとともに、研修会を実施しています。</p> <p>ケアマネジメントの質の向上に取り組むため、多職種の視点を入れたマネジメントの展開や、高齢者のADL・IADLにおける、できない動作の特定と原因分析力の向上など、具体的な方法論の習得が必要となっています。</p>
<p>施策の方向</p>	<p>ケアマネジャーに対する支援とともに、多職種・他機関との連携を図りケアマネジメント体制の充実を図ります。</p>
<p>担当課等</p>	<p>高齢介護課</p>

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施状況

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
地域ケア会議 実施回数	11	9	5
ケアマネジャー研修会	3	2	1

4 相談支援・情報提供の充実

（1）地域包括支援センターの総合相談支援業務

介護給付等の対象サービスや各種保健福祉サービスに関すること、また、引きこもり等の課題を抱える「8050 問題」など高齢者のあらゆる相談を総合的に受け止め、関係各課と連携を図り、必要なサービスにつなげるよう努めます。

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらず、日常生活にかかわる様々な支援を可能とするため、関係機関とのネットワークの活用や情報の把握・適切なサービスの提供、さらには制度利用につなげるなど、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう支援します。

■総合相談支援業務

現況と課題	高齢者の身近な窓口として、連絡・相談を受け、地域に出向き、初期相談に迅速に対応することで、相談活動を効率的かつ効果的に行っています。 今後も、相談者の多様な状況に的確に対応するため、地域との連携が必要です。
施策の方向	① 地域住民や関係機関からの相談に応じ、適切な関係機関等につないでいきます。 ② 地域住民の身近なところでの相談しやすい環境づくりに努めます。
担当課等	高齢介護課

■総合相談支援業務の実施状況

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
相談件数（電話・来所・訪問等）	3,350	4,161	4,580

5 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、できるだけ住み慣れた地域や自宅で人生の最期まで過ごすためには、在宅医療と介護サービスが高齢者の状態に応じて切れ目なく一体的に提供されることが重要です。

本町では、平成28年度から幸手市と共同で北葛北部医師会に在宅医療・介護連携の事業を委託しており、在宅医療連携拠点を中心となり、相談支援及び関係機関とのネットワークづくりに加え、研修会の開催等、医療及び介護関係者等との連携を推進しています。

①地域の医療・介護の資源の把握

杉戸・幸手地域の医療機関や介護事業所の住所・連絡先等の情報のリストやマップを作成しています。今後は、作成したリストの定期的な更新や地域の医療・介護の関係者間の連携等に活用していきます。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催して、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出や対応策等の協議を多職種で行います。

■会議等の実施状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
在宅医療・介護連携推進研修会（ケアカフェ）	5	5	4
地域包括ケア会議	11	12	10

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築促進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスが切れ目なく一体的に提供される体制の構築を推進します。また、地域の医療・介護関係者の理解と協力を得たうえで、在宅医療や在宅介護が一体的に提供される仕組みづくりに取り組みます。取組の検討・実施にあたっては、地域医療の状況を十分に理解していることや訪問診療・往診を行う医療機関の協力が求められることから、北葛北部医師会及び幸手市と協働しながら、実施していきます。

④医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療・介護サービスの連携において、必要な情報を必要な時に共有することができる仕組み「ICTによる医療・介護ネットワークの構築」により情報共有ツールの整備に努めます。また、運用について北葛北部医師会と協議し、活用方法等に関する研修会を開催し利用促進のための周知を行います。さらに、杉戸町・幸手市におけるメディカルケアステーションの普及に向けて、杉戸町・幸手市の医療機関並びに介護事業所を訪問して、具体的な周知と導入について説明を行っています。

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口（在宅医療連携拠点）を活用し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療や介護サービスに関する相談の受付を行います。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携や、患者・利用者または家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行います。

⑥在宅医療・介護関係者の研修

医療・介護関係者等を対象に、医療機関や介護事業所等の地域における役割・特徴・課題等の共有を図るため、グループワーク等を含めた多職種研修を開催します。また、医療・介護関係者のより円滑な連携を目指して、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会を行います。

■会議の実施状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
在宅医療・介護連携推進研修会（ケアカフェ）等	4	6	2

⑦地域住民への普及啓発

第7期計画に引き続き、地域住民を対象とした講演会やパネルディスカッション等の開催や、パンフレットの配布、菜のはなチャンネル（YouTube）の発信等により、在宅医療・介護サービスの必要性や人生の最終段階を住み慣れた自宅で過ごしたいという高齢者が、安心して在宅での生活を継続できるよう、「在宅医療」の普及啓発を図ります。

また、町内のサロン・老人クラブ等、高齢者が集う場へ看護師を中心とした専門職が出向き、ちょっとした暮らしの困りごとや医療、介護の相談に応じる事業を行います。

⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

北葛北部医師会圏域にある幸手市と協力し、医療職・介護職等の多職種が参加する「北葛北部在宅医療・介護連携推進会議」を設置・運営し、共通する情報の共有の方法や広域的な取組を要する事項について、北葛北部医師会等関係団体と連携していきます。

■会議の実施状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
在宅医療・介護連携推進会議	2	2	2

6 認知症施策の推進

(1) 認知症総合支援事業

①認知症初期集中支援チーム

認知症初期の早期受診に対する理解促進に向けて、地域住民への啓発や若年性認知症への支援を充実させます。また、専門職と地域とのネットワークづくりの推進を図り、認知症初期集中支援チームにおいて、初期認知症が疑われるケースへの支援方法を多職種にて検討しながら支援を行います。

■認知症初期集中支援チーム

現況と課題	保健師や社会福祉士、認知症専門医等を中心に構成される認知症の支援チームとして、すぎと地域包括支援センターと良宝園地域包括支援センター、JMA 地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。
施策の方向	チーム員が認知症の方やその家族を訪問し、状況に応じて病院受診や介護サービスの利用等、必要な初期支援を包括的・集中的に行うことで、住み慣れた地域で生活するためのサポートを行います。 また、認知症初期集中支援チームが関係機関と連携し、対象者の実情に応じた体制整備ができるよう努めます。
担当課等	高齢介護課

②認知症徘徊声かけ訓練

認知症に対する理解を深め、訓練を通じて声かけの仕方を学ぶことにより、地域で見守りを行う仕組みづくりを進めるため、「認知症徘徊声かけ訓練」を実施します。

③徘徊高齢者見守りシール

在宅で、認知症などによる徘徊が見られる高齢者が徘徊により所在不明になった場合の早期発見や事故を未然に防止するとともに、介護する方またはその家族の精神的負担の軽減を図ることを目的に、「徘徊高齢者見守りシール」を配布します。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
配布人数	3	6	4

④認知症地域支援推進員

町の地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員により、認知症に対する相談支援を実施します。また、医療が必要と判断された場合は、認知症疾患医療センター等と連携を図りながら支援を行います。

現況と課題	医療、介護及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして、すぎと地域包括支援センターと良宝園地域包括支援センター、JMA 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に対する相談支援を行っています。
施策の方向	認知症地域支援推進員を中心に認知症に対する相談支援を行い、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できる地域づくりを推進します。 また、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支える相談業務等を行います。
担当課等	高齢介護課

⑤オレンジカフェ（すぎびょんカフェ）

認知症の方やその家族、地域住民や専門職などが集い、認知症の方を支えるつながりを支援する場である「すぎびょんカフェ」を実施します。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
実施回数	12	11	9

(2) 認知症サポーター養成講座

現況と課題	<p>認知症の方が安心して暮らせるように、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を見守る応援者「認知症サポーター」を養成しています。</p> <p>高齢化の進展に伴い事業の必要性が高まることから、地域でのサポーターを養成していくことが必要です。</p>
施策の方向	講座を積極的に開催し、認知症の理解を深めます。
担当課等	高齢介護課

■認知症サポーター養成講座の実施状況・目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サポーター数	2,623	2,951	2,951	3,051	3,151	3,251

(3) 認知症ケアパス*

現況と課題	認知症と疑われる症状が発生した場合に、本人やその家族が、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパス*に基づき、住み慣れた地域で生活するための支援について、普及・啓発に努めます。
施策の方向	認知症の方をどのように地域で支えていくかを地域住民に示したうえで、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的、継続的に実施する体制の構築に努めます。
担当課等	高齢介護課

*認知症ケアパス…認知症の方の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れを示したもの。

第3節 保健、福祉施設の確保・活用

1 介護保険施設以外の入所・入居施設の確保

(1) 養護老人ホーム

現況と課題	<p>養護老人ホームは、入所者の処遇計画を作成し、社会復帰の促進及び自立のための必要な指導や訓練などを行い、自立した生活を継続できるようにするとともに、地域に戻って自立した生活を営むことを支援する施設として重要な役割を担っています。</p> <p>本来の養護老人ホームの目的である入所者の生活支援とともに、社会復帰の促進や入所者の自立支援などの強化が必要です。</p>
施策の方向	既存施設との連携を図り、適正な措置に努めます。
担当課等	高齢介護課

■養護老人ホームの入所状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
入所者数	1	1	1

(2) ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅

現況と課題	<p>ケアハウスやサービス付き高齢者向け住宅は、身体機能の低下や独立して生活することに不安がある高齢者が入居する施設で、町内には3か所あります。</p> <p>今後は、需要量の動向を踏まえた利用者のニーズに対応できるよう、県等と連携を図りながらサービス基盤の整備を促進していきます。</p>
施策の方向	高齢者の居住の安定確保を促進します。
担当課等	高齢介護課

2 既存施設の利用促進・有効活用

(1) 保健センターの活用

現況と課題	<p>妊産婦から乳幼児、さらに高齢者に至るまで地域の保健活動の場として保健センターがあり、健（検）診や健康相談等を行っています。</p> <p>今後も、健康づくりの推進のため、事業の周知や情報発信を図ることが必要です。</p>
施策の方向	<p>① 各種保健事業の拠点として、また、気軽に相談できる施設としての周知を図ることと、施設の利用促進に努めます。</p> <p>② 健康づくりに関する情報発信を進めます。</p>
担当課等	健康支援課（保健センター）

(2) すぎとピアの活用

現況と課題	多目的ホールなどを利用した生涯学習の場、集会室や入浴施設などは高齢者の憩いの場として利用されています。また、社会福祉協議会やボランティアセンターを中心とした地域福祉の拠点として、相談支援などに利用されています。世代間交流やレクリエーション施設として、複合的な施設サービスの整備が必要です。
施策の方向	① 子どもたちと高齢者の世代間交流や児童生徒の体験学習の場としての活用に努めます。 ② 高齢者のための教育・啓発、レクリエーション施設として各関係機関との連携に努めます。 ③ 高齢者の運動機能の維持向上及び運動習慣の定着を図ることに努めます。
担当課等	社会福祉協議会

■すぎとピアの利用状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
利用者数(延べ人数)	51,565	41,879	17,000

(3) その他既存施設の有効活用

現況と課題	高齢者の健康づくりや生きがいづくりの拠点として、保健センターやすぎとピアの他にも生涯学習センター、公民館、アグリパークゆめすぎと、高野農村センター、杉戸深輪産業団地地区センターなどの既存施設の有効活用を図る必要があります。
施策の方向	① 公民館などを活用した高齢者の介護予防を含めた健康づくり事業を推進します。 ② 地域の高齢者が自主的に地域集会施設などを活用した、閉じこもり防止事業などができるよう支援します。
担当課等	農業振興課、商工観光課、社会教育課(公民館、生涯学習センター)

第4節 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援

1 生きがい活動の充実

(1) 敬老事業

① 高齢者長寿祝い事業

現況と課題	町内在住の80歳・90歳・100歳・101歳以上の高齢者を対象に、長寿を祝福するため、記念品（商品券）を贈呈しています。 なお、社会福祉協議会では、85歳以上になった夫婦を対象に長寿記念品贈呈事業を実施しています。
施策の方向	高齢者の生きがいとして長寿の祝いに努めます。
担当課等	高齢介護課、社会福祉協議会

■ 高齢者長寿祝い事業の実施状況・見込量

区分	第7期計画実績			第8期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
80歳	419	463	571	659	684	771
90歳	131	145	141	176	196	233
100歳	7	7	17	11	19	20
101歳以上	8	8	10	18	19	25
85歳夫婦	34組	57組	52組	55組	60組	65組

② 地区敬老事業

現況と課題	地区敬老会の開催支援を行っています。 こうした事業は、高齢者の外出のきっかけづくりとしての効果も大きく、より身近なところでの開催が必要です。
施策の方向	身近な地区で開催される敬老会を支援します。
担当課等	社会福祉協議会

(2) 生涯学習活動

現況と課題	公民館や生涯学習センターは、高齢者を含めた各年齢層の生涯学習活動の拠点となっています。 公民館では、高齢者の学習活動を支援しており、生涯学習センターでは、生涯学習を通じた行政と住民が一体となったまちづくりを推進するため、生涯学習まちづくり出前講座「まなびっチャすぎと塾」を実施しています。 これからも様々な学習機会の提供を図りながら、高齢者が自主的に活躍できる環境整備を一層進めていく必要があります。
施策の方向	高齢者の多様な学習ニーズの把握に努めるとともに、高齢者の生きがいづくりや自主的な学習活動を促進します。
担当課等	社会教育課（公民館、生涯学習センター）

(3) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及

現況と課題	<p>高齢者の健康増進と相互の交流を図るため、各種スポーツイベントの開催やスポーツ活動団体への支援などを通じ、生涯スポーツやレクリエーション活動を推進しています。また、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブなどが主体となって軽スポーツやニュースポーツの普及を図っています。</p> <p>これからは、いつでも、どこでも、だれでも、ひとりでも取り組むことのできるスポーツ活動に対して継続的な支援を行う必要があります。</p>
施策の方向	<p>① 軽スポーツやレクリエーション活動の充実に努めます。</p> <p>② 地域スポーツ活動の活性化を図るための人材の育成に努めます。</p>
担当課等	社会教育課

2 就労機会の充実

(1) シルバー人材センター

現況と課題	<p>シルバー人材センターは、高齢者の能力開発の促進と技能や経験、知識を還元できる就労機会を提供するために重要な役割を果たしています。高齢者に就労の場を提供し、仲間づくり・生きがいづくりに寄与している（公）シルバー人材センターに対し補助金を交付しています。</p>
施策の方向	<p>① 就労機会の確保を支援します。</p> <p>② 民間団体としての自主的事業を促進します。</p>
担当課等	高齢介護課、シルバー人材センター

■シルバー人材センターの状況・目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	329	325	323	400	405	410

(2) 就労の促進

現況と課題	<p>高齢者の雇用促進を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）などの協力を得ながら、ポスターの掲示やパンフレット、リーフレットの配布を行っています。</p> <p>近年、定年退職を迎えた方が増加する中、地域で働ける場を拡大する必要があります。</p>
施策の方向	<p>① 希望者への情報の提供に努めます。</p> <p>② 事業者への啓発活動などに努めます。</p>
担当課等	商工観光課

3 自主的活動・地域交流の促進

(1) 老人クラブ活動

現況と課題	<p>老人クラブ連合会及び各単位老人クラブの育成支援のため、活動費などの助成を行っています。老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織として、介護予防や相互の生活支援等が期待されます。</p> <p>今後、老人クラブ未加入者の方に対する、老人クラブのPR、加入へのきっかけづくりをすることが必要です。</p>
施策の方向	<p>① 老人クラブの自主的活動を支援します。</p> <p>② クラブの活性化に努めます。</p>
担当課等	高齢介護課、社会福祉協議会

■老人クラブの状況・見込量

区分	第7期計画実績			第8期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	29	26	23	23	23	23
会員数	1,059	902	743	743	743	743

(2) 老人クラブ講師派遣事業

現況と課題	<p>クラブに講師の派遣を行っています。各単位老人クラブで講座の開催を行い、老人クラブの活動機会を増やし、会員同士の交流を図ることを目的としています。</p>
施策の方向	老人クラブの活性化を図ります。
担当課等	高齢介護課

■老人クラブ講師派遣事業の実施状況・見込量

区分	第7期計画実績			第8期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加クラブ数 (体操)	3 (延65人)	3 (延53人)	2 (延37人)	3 (延45人)	3 (延45人)	3 (延45人)
参加クラブ数 (音楽)	15 (延250人)	14 (延295人)	13 (延195人)	13 (延195人)	13 (延195人)	13 (延195人)

(3) 世代間交流

<p>現況と課題</p>	<p>社会福祉協議会では、町内の保育園・幼稚園、小・中学校を福祉協力校として指定し、高齢者等との様々な交流事業を行っています。子育て支援センター・児童館では、イベントや講習会を通じて高齢者と触れ合う場の提供をしています。</p> <p>また、保育園・幼稚園では、行事や施設訪問等により高齢者との交流を行っています。小・中学校では、運動会への招待、施設訪問を行っているほか、クラブ活動や生活科（小学校）、総合的な学習の時間などにおける外部指導者を依頼しています。</p> <p>さらに、一部の小学校で実施している放課後子供教室では、地域の高齢者が指導者として活躍するプログラムを企画し、参加している子どもとの世代間交流を図っています。</p> <p>引き続き世代間交流を進め、高齢者の生きがいと、子どもたちの豊かな心を育みます。</p>
<p>施策の方向</p>	<p>① 幼稚園・保育園、小・中学校において、幼児・児童・生徒と高齢者の交流事業など世代間の交流を進めます。</p> <p>② 伝統行事や芸能などの伝承・保存活動を通じた世代間交流を促進します。</p>
<p>担当課等</p>	<p>子育て支援課、学校教育課、社会教育課（公民館）、社会福祉協議会</p>

(4) 地域コミュニティ活動への参加支援

①シニアサロン事業（再掲）

<p>現況と課題</p>	<p>高齢者の居場所を確保し、安定した運営ができるよう、シニアサロンに補助金を交付しています。</p> <p>また、サロン交流事業を行い、交流機会の提供・高齢者の生きがいづくりに努めています。</p>
<p>施策の方向</p>	<p>高齢者の居場所を確保し、安定した運営ができるよう、補助金を交付し支援します。</p>
<p>担当課等</p>	<p>高齢介護課</p>

②すぎとピアサロンの実施支援

<p>現況と課題</p>	<p>地域で生活している高齢者は、地域コミュニティの維持のために重要な役割を担っています。</p> <p>社会福祉協議会では、ひとり暮らし高齢者や日中一人きりで、会話もなく家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、地域の中でいきいきと元気に暮らせるよう、介護予防体操を中心とした「すぎとピアサロン」を支援しています。</p> <p>今後も、地域コミュニティで自主的な活動を推進できるよう支援する必要があります。</p>
<p>施策の方向</p>	<p>地域の自主活動として行う住民相互の援助活動への支援に努めます。</p>
<p>担当課等</p>	<p>社会福祉協議会</p>

■すぎとピアサロンの実施状況・見込量

区分	第7期計画実績			第8期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催日数	45	40	0	25	30	35
参加者数	976	839	0	400	450	500

(5) 社会福祉協議会活動への支援

現況と課題	<p>社会福祉協議会では、リフト付車両の貸し出しをはじめ、高齢者福祉にかかわる重要な活動を行うとともに、住民参加の福祉活動を積極的に実施しています。</p> <p>しかし、高齢化の急速な進行により、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、住民総参画の地域福祉体制をつくりあげていくことが必要です。</p>
施策の方向	<p>社会福祉協議会が地域福祉推進の中心的な役割を發揮できるよう、環境の整備に努めます。</p>
担当課等	福祉課、社会福祉協議会

■高齢者福祉に関する社会福祉協議会のその他の自主事業

事業名	内容
福祉機器の貸し出し	介護する者の日常生活を容易にするための車椅子の貸し出し
友愛訪問	民生委員によるひとり暮らし高齢者宅等訪問
歳末慰問	地域で支え合う支援活動

(6) ボランティア活動

現況と課題	<p>住民のボランティア活動を支援するため、ボランティア登録制度を設けるとともに、ボランティアセンターを運営し各種相談にに応じています。また、福祉関係のボランティアの育成、個人や団体のボランティア活動への支援活動などを行っています。</p> <p>さらに、啓発の取り組みとして、ボランティア情報紙の発行やHPへの記載、ボランティアの体験プログラム一覧の全戸配布等を行っています。</p> <p>今後、活動拠点の整備・充実、ボランティアの機会の提供と育成が必要です。</p>
施策の方向	<p>ボランティア活動を通じて、住民の意識向上に努めます。</p>
担当課等	社会福祉協議会

■ボランティア登録者数（個人・団体）の状況・目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体登録者	1,098	1,083	1,103	1,120	1,125	1,130
個人登録者	69	61	60	62	65	70

注：人数は社会福祉協議会への登録者数

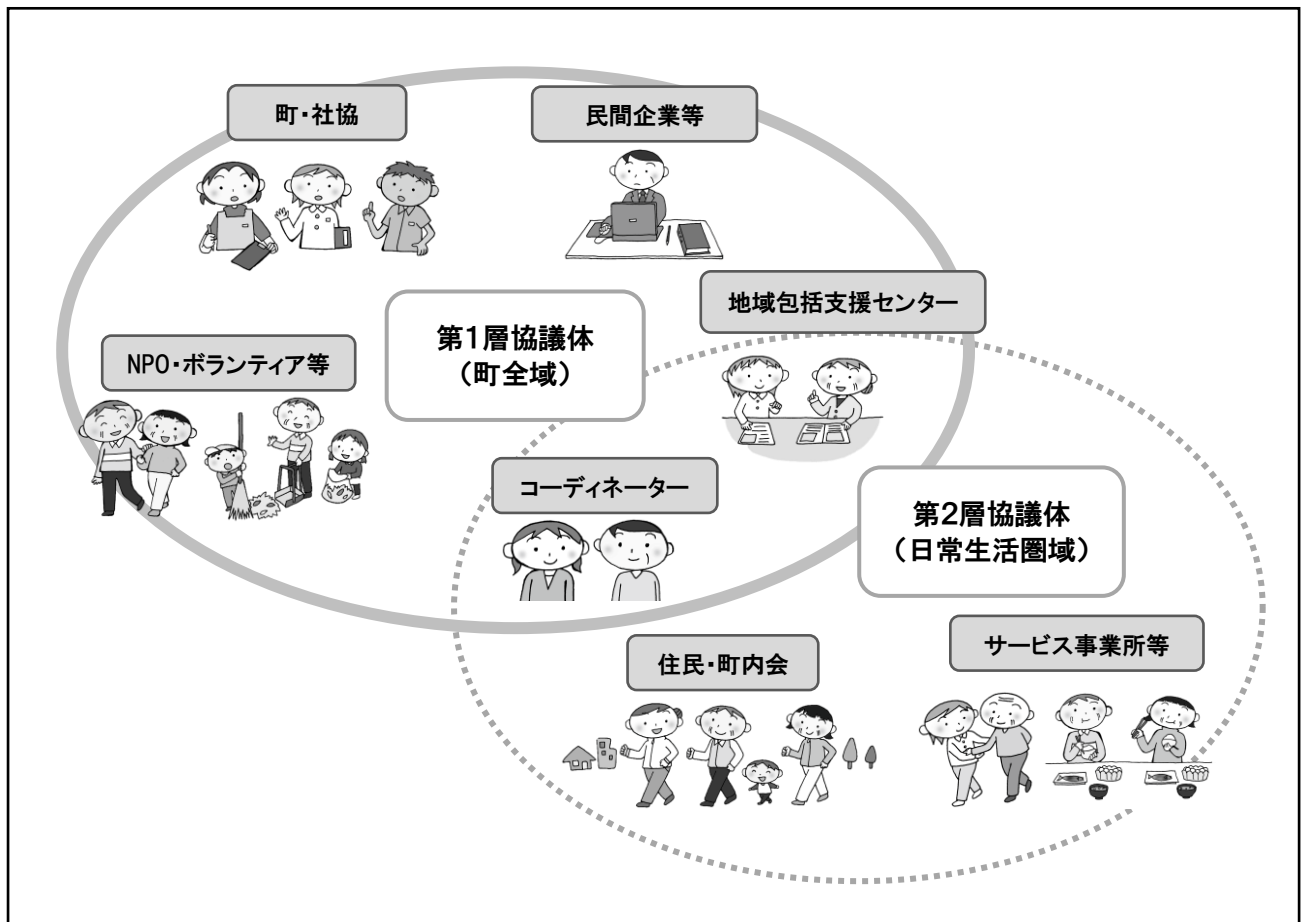
4 生活支援サービスの体制整備

介護予防・生活支援サービス事業の充実のためには、住民や民間企業などが主体となった多様なサービスを提供していく仕組みづくりが必要です。特に住民主体のサービスについては、旗振り役となる「生活支援コーディネーター」の配置と、その活動を支え、共に地域づくりを進めるネットワークとなる「協議体」を設置し、多様な関係者が協働して地域づくりに取り組むことが必要です。第8期計画においても、「生活支援コーディネーター」と「協議体」の連携で地域づくりを図ります。

(1) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

様々な生活支援ニーズに対応していくため、行政サービスだけでなく、協議体の活動等により創出、拡充される地域資源を活用しながら住民同士の支え合いの地域づくりを推進していきます。

■生活支援コーディネーターと協議体のイメージ



①生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、継続した在宅生活を支えるため、地域資源や地域ニーズの把握を行い、住民ボランティア等の担い手を要請しながら、移動支援、買い物及びゴミ出し支援等、住民主体の取組を推進します。

②協議体

社会福祉協議会、シルバー人材センター、各地区の代表区長、民生委員・児童委員代表、在宅医療連携拠点、商工会代表、地域包括支援センター、町関係部署等が参画する第1層協議体を設置し、目指すべき地域像を定め、多様な関係者が協働して地域づくりを推進する体制を整備します。

また、地域ごとに行う座談会を第2層協議体として、地域主体による生活支援体制の充実を図ります。

③サービスの担い手養成

介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスには、「緩和した基準によるサービス」と「住民主体による支援」があります。これらの生活支援の担い手養成を行っていきます。

■担い手養成の目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成者数	17	12	0	15	15	15

第5節 高齢者にやさしいまちづくりの推進

1 居住環境の整備

(1) 高齢者に配慮した町営住宅の普及促進

現況と課題	町営住宅は入居登録の際に、高齢者の優先登録制度を設けています。
施策の方向	今後も、高齢者が入居しやすいように高齢者の優先登録制度を維持していきます。
担当課等	建築課

(2) 福祉のまちづくりの推進

現況と課題	<p>公共施設の整備にあたり、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、福祉的観点に配慮したまちづくりを進めています。</p> <p>町内の公共施設では、高齢者や障がい者、乳幼児を抱えた保護者などのための多目的トイレ、障がい者用駐車場、施設出入り口へのスロープなどを設置しています。今後、民間の施設についても、高齢者や障がい者などに配慮した対応が必要です。</p>
施策の方向	<p>① 公共施設の整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。</p> <p>② 民間施設についても、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。</p>
担当課等	福祉課、ほか施設管理担当課

(3) 公園・緑地などの整備

現況と課題	<p>公園・緑地等の整備に際して、高齢者等へ配慮した整備を行っています。</p> <p>倉松公園、杉戸西近隣公園及び深輪産業団地内のいずみ公園・さくら公園・屏風フットサルパーク・深輪健康公園には車いす対応トイレを設置しています。今後もユニバーサルデザインに配慮した公園等の整備を進めることが必要です。</p>
施策の方向	公園等の整備に際し、車椅子対応トイレを設置するなど、高齢者が利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮した整備、改善を進めます。
担当課等	都市施設整備課、市街地整備推進室

(4) 道路環境の整備

現況と課題	<p>道路環境の整備に際しては、道路のバリアフリー化を推進するとともに、設置可能な範囲で歩道整備を行っています。</p> <p>今後も、関係機関と連携し整備を進めることが必要です。</p>
施策の方向	歩道の整備や段差の解消、案内板の設置などにあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、安心安全な道路環境の整備を進めます。
担当課等	都市施設整備課、市街地整備推進室

2 安全な生活の確保

(1) 防災対策

現況と課題	<p>災害時の住民の安全確保を図るため、自主防災組織による高齢者等に対する災害時のネットワークの強化を図っています。</p> <p>また、防災訓練を実施した団体や防災用資機材を購入した団体には補助金を交付し、自主防災活動の支援を行っています。今後も、高齢者など避難行動要支援者に対する災害時の支援体制の整備を図る必要があります。</p> <p>さらに、避難行動要支援者の避難行動支援体制の確立に向け、障がい者協議会の地区別合同防災訓練への参加支援や、避難行動要支援者名簿の作成を行っています。</p>
施策の方向	<p>迅速な避難行動をとりにくい高齢者等を災害から守るため、地域防災計画に基づき、各地域における避難行動要支援者の避難行動支援体制の確立や見守りネットワークの連携に努めます。</p>
担当課等	くらし安全課、福祉課、高齢介護課

(2) 防犯対策

現況と課題	<p>高齢者が被害者となる様々な犯罪が発生しているなか、特にひとり暮らし高齢者等の被害を未然に防止することが重要になっています。</p> <p>また、近年、高齢者を狙う振り込め詐欺等の特殊詐欺事件が発生しています。このため、犯罪が起きにくい地域環境づくりを推進し、高齢者等が安心・安全に暮らせるまちづくりを図る必要があります。</p>
施策の方向	<p>① 住民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めます。</p> <p>② 関係機関との協力のもと、地域住民と連携した防犯活動の充実に努めます。</p>
担当課等	くらし安全課

(3) 交通安全対策

現況と課題	<p>高齢者の交通事故を防止するため、交通安全運動期間において警察や関係団体の協力を得て、自動車や自転車乗車のルールやマナーについて啓発を図っています。</p> <p>今後、ますます高齢化が進む中で、より一層の交通安全対策の充実に努める必要があります。</p>
施策の方向	<p>① 高齢者を対象にした交通安全啓発の内容を充実します。</p> <p>② ドライバーへの注意を喚起するため、道路反射鏡や路面標示の設置などを推進します。</p> <p>③ 運転に不安をもつ高齢者に対し、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを支援するため、町内巡回バスの回数券の助成及び運転経歴証明書の提示にて運賃を半額とします。</p>
担当課等	くらし安全課、住民協働課

(4) 消費者保護

現況と課題	<p>近年の悪質商法では、モノではなく金融商品の詐欺商法による大きな被害が発生しています。また、高齢者世帯の地震被害への不安をあまり、不必要な住宅改修工事契約を結ぶ事件も起きています。町では、ホームページ等による情報提供及び消費生活相談の実施を行っています。</p> <p>悪質商法から高齢者を守るため、消費生活相談を実施していますが、迅速な情報の提供や対応が必要です。</p>
施策の方向	<p>① 広報等を通じて情報の提供に努めます。</p> <p>② 相談体制の充実に努めます。</p>
担当課等	商工観光課

(5) 緊急情報キット配布事業

現況と課題	<p>急病や災害などで緊急時に必要な情報をあらかじめ指定の用紙に記入し、ペットボトルに入れ冷蔵庫に保管するものです。</p> <p>住民への周知・普及を進め、認識を高める必要があります。</p>
施策の方向	事業の継続を図り、緊急情報キットの普及に努めます。
担当課等	高齢介護課

■緊急情報キット配布事業の実施状況・目標量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
累計本数	2,309	2,330	2,374	2,400	2,430	2,460

(6) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

現況と課題	<p>障がい者、高齢者または難病の方を対象に、災害時や緊急時に支援を求める「ヘルプマーク」「ヘルプカード」があります。また、災害時の障がい者支援バンダナを作成し、役場防災倉庫への備蓄や障がい者への配布を行いました。</p> <p>今後も、障がい者、高齢者または難病の方などにも優しく、安心・安全なまちづくりを進めるため、これらの周知・PRを推進していく必要があります。</p>
施策の方向	ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・普及を図り、障がい者、高齢者または難病の方などにも優しく、安心・安全なまちづくりを進めます。
担当課等	福祉課

■ヘルプカード配布事業の実施状況・見込量

区分	第7期計画実績			第8期計画目標量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
累計本数	296	480	300	300	300	300

(7) 感染症発生時に必要な物資の確保（新規）

現況と課題	感染症拡大時に、マスクや消毒液等衛生用品の物流に影響が出ることが予想されます。そのため、あらかじめ感染防止のための物品を確保しておく必要があります。
施策の方向	衛生用品の確保が困難となった場合に備え、町の衛生用品の備蓄に努めます。
担当課等	健康支援課

3 高齢者の権利擁護**(1) 福祉サービス利用援助事業**

現況と課題	<p>高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの方が、安心して生活が送れるよう、定期的に訪問し、援助する福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）を実施しています。</p> <p>具体的な内容は、福祉サービス利用の手続き・書類の整理、日常生活に必要な事務手続きの手伝い、日常的金銭管理、書類預かりサービスです。</p> <p>今後は、ひとり暮らし高齢者が増えることが予想されるため、サービスの拡大が必要です。</p>
施策の方向	一人で生活する利用者等が安心して生活が送れるよう、あんしんサポートねっとの利用を促進します。
担当課等	社会福祉協議会

(2) 要援護者あんしん見守りネットワークの活用

現況と課題	<p>高齢者等が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、地域住民、民間事業者、関係機関及び行政が連携して、地域全体で要援護者を見守る体制を確立するとともに、効果的な支援を行う「杉戸町要援護者あんしん見守りネットワーク」を構築しています。また、民生委員の協力を得て、地域の見守り活動を実施しているほか、要援護者安心見守りネットワークの会議等に民生委員が出席し、関係者との連携や情報交換を行いました。</p> <p>見守りや声かけの活動を主体として、ネットワークを活かした構成機関の連携による早期発見・相談などを通じた、効果的な支援が必要です。</p>
施策の方向	ネットワークの支援体制の充実に努めます。
担当課等	福祉課、高齢介護課

(3) 成年後見制度（権利擁護業務）

高齢者の虐待の早期発見や防止、消費者被害の防止、成年後見制度を含む権利擁護に関する相談支援を行います。

現況と課題	<p>虐待に関しては、実態の把握や緊急性の有無を判断し、早期発見・早期対応に努め、虐待防止に取り組んでいます。</p> <p>成年後見制度を含む権利擁護に関しては、相談により実態を把握し、ニーズに即したサービスにつなぎ、支援を行っています。</p> <p>今後は、地域住民との連携による虐待発見時の正確な実態把握や、消費者被害の防止についての周知・啓発が必要です。</p>
施策の方向	<p>① 相談体制の充実を図るとともに、地域で早期発見・早期対応を図り、虐待防止に努めます。</p> <p>② 成年後見制度については、認知症高齢者の権利を守るため、制度の内容について、住民への周知・啓発活動に努めます。</p> <p>③ 高齢者の消費者被害の防止にあたっては、被害の早期発見や消費生活支援センター等との連携に努めます。</p>
担当課等	高齢介護課

■成年後見制度（権利擁護業務）の実施状況

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
成年後見制度相談		13	12	14
虐待 相談	相談実件数	5	16	12
	電話・来所相談延べ件数	45	10	18
	訪問延べ件数	9	24	6

(4) 生活困窮者自立支援対策（新規）

現況と課題	<p>社会的孤立に陥っている高齢者や障がい者は、公共福祉サービスについての知識がない、助けは借りたくないなどの理由で、行政による支援が十分になされていないケースがあります。</p>
施策の方向	<p>社会的に孤立している方を地域で受け止めることができるよう、民生委員やボランティアの方などと連携して実態の把握や支援を行います。</p> <p>また、生活に困窮している方などについては、関係各課や埼玉県東部中央福祉事務所及びアスポーツ相談支援センターなどの関係機関と連携したアプローチにより、就職や自立に向けた必要な支援を行います。</p>
担当課等	福祉課、高齢介護課

4 保健・医療・福祉情報の提供

現況と課題	ホームページや杉戸町メール配信サービス「すぎめー」を活用して住民サービスに関する様々な情報を提供しています。 今後は、今まで以上にわかりやすい情報提供が必要です。
施策の方向	ホームページや杉戸町メール配信サービス「すぎめー」を活用して、高齢者の生活に必要な保健・医療・福祉に関する情報提供を進めます。
担当課等	高齢介護課

第5章 介護保険事業

第1節 要介護認定者数の推計

1 要介護認定者とサービス利用者数の推移

(1) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数については、令和2年9月現在で2,171人となっており、そのうち、第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定者は2,106人、認定率は14.4%と、平成30年における要介護認定者数の1,906人と比べて、200人増加しています。

認定者数の推計についても増加が見込まれ、令和5年で2,508人、令和7年には2,690人、令和22年には3,174人となっています。

※第2章第1節にも要介護認定者の状況が記載されています。

■要介護認定者数の推移

(単位：人)

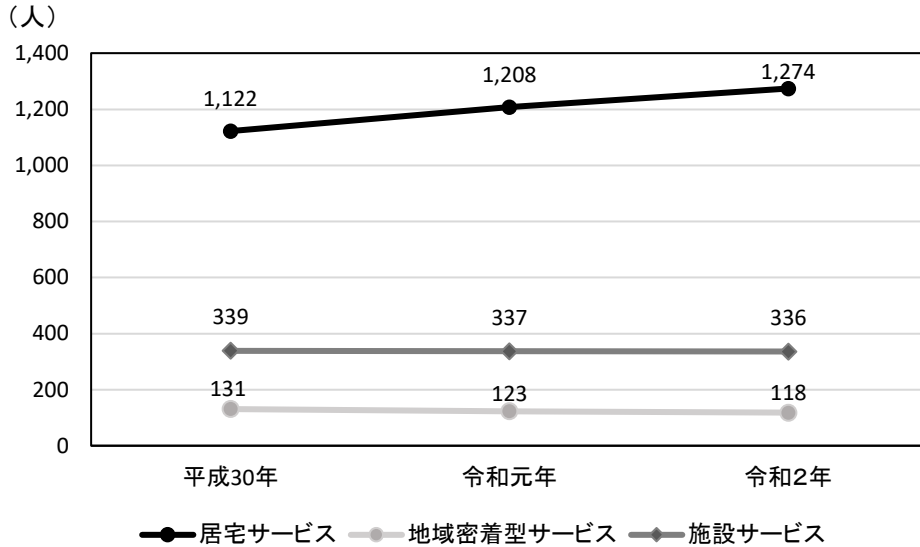
区分	実績値			推計値				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
65歳以上人口	14,091	14,308	14,583	14,682	14,725	14,770	14,728	14,202
要介護認定者数	1,979	2,078	2,171	2,290	2,391	2,508	2,690	3,174
うち第1号被保険者	1,906	2,003	2,106	2,224	2,325	2,442	2,625	3,131
うち第2号被保険者	73	75	65	66	66	66	65	43
第1号被保険者認定率	13.5%	14.0%	14.4%	15.1%	15.8%	16.5%	17.8%	22.0%
要支援1	218	228	233	248	261	275	291	288
要支援2	253	278	267	284	294	310	331	344
要介護1	464	502	542	557	586	616	661	763
要介護2	354	378	390	413	432	450	487	620
要介護3	258	261	305	306	317	332	354	434
要介護4	271	254	256	296	307	322	349	447
要介護5	161	177	178	186	194	203	217	278

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月月報）

(2) 介護保険サービス利用者数の推移

介護保険サービスの利用者については、居宅サービスと施設サービスについては増加傾向にあり、地域密着型サービスについては減少傾向で推移しています。令和2年9月利用分では、居宅サービス受給者で 1,274 人、地域密着型サービス受給者で 118 人、施設サービス受給者で 336 人となっています。

■介護保険サービスの利用状況



■介護保険サービスの利用状況

区分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年
要介護認定者数		1,979	2,078	2,171
居宅サービス	利用者数	1,122	1,208	1,274
	利用者割合	56.70%	58.13%	58.68%
地域密着型サービス	利用者数	131	123	118
	利用者割合	6.62%	5.91%	5.44%
施設サービス	利用者数	339	337	336
	利用者割合	17.13%	16.22%	15.48%

※介護保険事業状況報告月報（各年 9 月利用分）

2 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域です。本町では、在宅介護などに関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが受けられるよう、5地区（西・中央・南・東・泉）を基本とし、町内で包括的に支援が行えるよう、3つの圏域を設定しています。圏域には、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う「地域包括支援センター」を設置しています。

■日常生活圏域の概要

地域名	人口	高齢者数	高齢化率
① 西地区	13,119	3,754	28.61%
② 中央地区	20,084	6,708	33.40%
③ 南・東・泉地区	11,335	4,121	36.36%
合計	44,538	14,583	32.74%

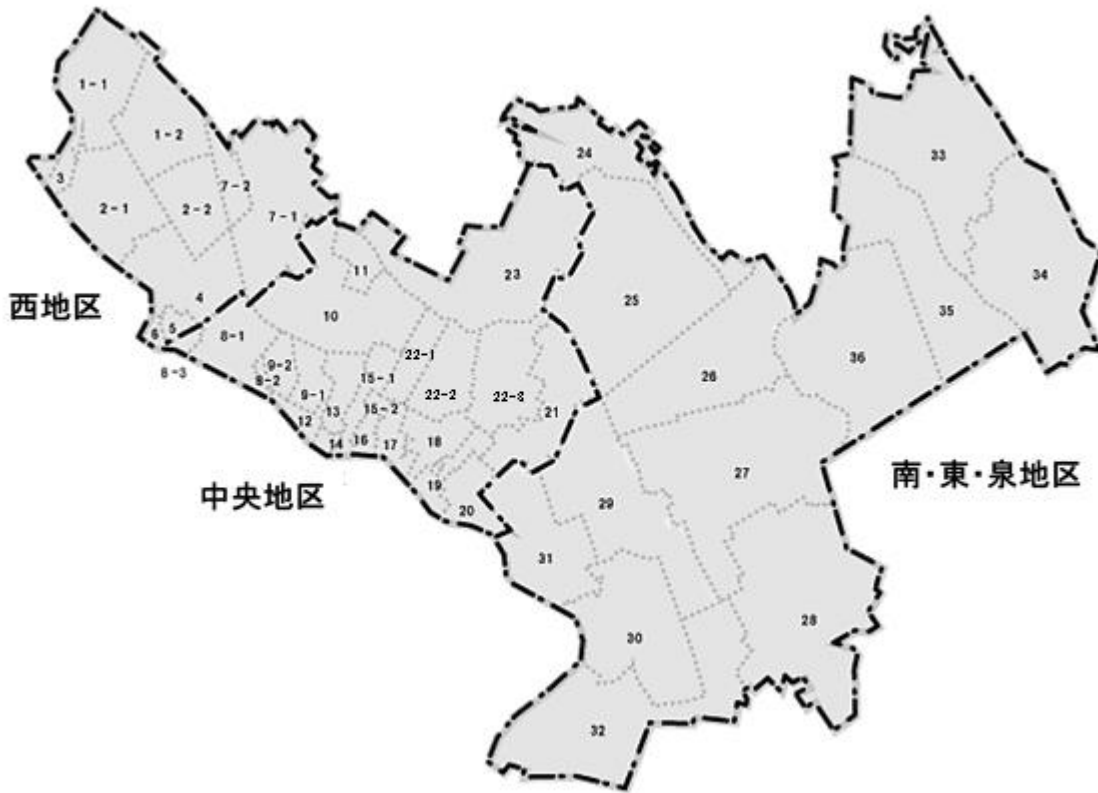
資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

■町内の介護保険サービス事業所一覧

	訪問介護	訪問看護	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハビリテーション	訪問リハビリテーション	短期入所生活介護	福祉用具貸与	グループホーム	居宅介護支援	福祉用具販売	特定施設	介護老人福祉施設	小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
① 西地区	1	1	3				2			2			1		
② 中央地区	6	1	3	3	1			1	2	5	1	2		1	1
③ 南・東・泉地区	1		1			1	1		2	3		1	2		
合計	8	2	7	3	1	1	3	1	4	10	1	3	3	1	1

令和2年10月現在

■日常生活圏域区分



行政区	区域
西地区 (1~7)	下野、高野団地、高野台西・南・東、宮の下、上株、下株、中志、佐内、将監、大島、小谷堀、大栄団地、むさし堤団地
中央地区 (8~23)	上杉戸、県営杉戸舎人団地、太平ガーデンヒルズ、横町、十八丁、与左工門、フレッシュタウン、河原、愛宕町、寿町、本町、内田団地、新町、上清地、中清地、下清地、中妻、三本木、豊後、倉松、本島
東地区 (24~28)	遠野、広戸沼、佐左工門、並塚、才羽、大塚、北蓮沼
南地区 (29~32)	源内、宮内、藤搦、上本村、中本村、下本村、諏訪、倉持、桑崎、上蔵久、下蔵久、上新田、表本郷、倉付、隼人、三ツ俣
泉地区 (33~36)	木津内、宮前、目沼、鷲巣、木野川、深輪、屏風、椿

第2節 介護給付サービス見込み量の推計と確保方策

1 居宅介護サービス

居宅での生活を支援するため、在宅で生活している要介護1から要介護5の方を対象に提供するサービスです。

(1) 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、食事や入浴、排せつの介助や、家事などの日常生活の手助けを行うサービスです。

■サービスの実績と見込み量

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	129,186	128,565	128,283	129,385	131,395	133,146	153,019	185,468
回数(回)	45,618	45,856	43,235	43,340	44,034	44,708	51,467	62,458
人数(人)	2,238	2,353	2,598	2,604	2,628	2,688	3,084	3,660

注：数値は年間におけるサービス利用量の実績と推計値です。給付費は千円単位です。

回数とは年間延回数、人数とは1か月の利用実人数の12か月積上げです。

なお令和2年度は見込み値です（以下同様）。

(2) 訪問入浴介護

移動入浴車などで入浴が困難な寝たきりの要介護者の家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

■サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	16,716	16,782	18,042	21,038	22,133	23,033	23,729	30,026
回数(回)	1,362	1,352	1,454	1,661	1,746	1,817	1,872	2,369
人数(人)	314	286	307	300	312	324	336	420

(3) 訪問看護

医療機関や訪問看護ステーションの看護師などが家庭を訪問し、主治医の指示に基づき、健康状態の観察や助言、在宅リハビリのための訓練・指導、療養環境改善のための各種助言などを行うサービスです。

■サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	46,186	58,184	65,005	77,266	79,596	81,516	89,093	98,412
回数(回)	9,616	11,540	12,893	14,796	15,259	15,635	17,020	18,722
人数(人)	1,319	1,540	1,721	1,872	1,908	1,956	2,148	2,316

(4) 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などの専門家が家庭を訪問し、機能訓練(リハビリテーション)を行うサービスです。

■サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	11,916	16,726	19,702	20,679	23,153	23,841	25,153	29,357
回数(回)	4,096	5,749	6,772	6,876	7,696	7,920	8,358	9,764
人数(人)	302	437	515	552	612	624	660	780

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

■サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	23,894	29,597	33,881	39,131	42,158	45,679	51,330	60,520
人数(人)	1,823	2,416	2,766	3,408	3,672	3,972	4,452	5,268

(6) 通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供、日常生活動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

■サービスの実績と見込み量 (単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	325,300	341,886	351,239	354,580	368,173	386,902	428,260	512,353
回数(回)	40,379	42,647	43,814	44,522	46,175	48,758	54,025	64,298
人数(人)	4,352	4,542	4,666	4,860	5,040	5,280	5,832	6,936

(7) 通所リハビリテーション

病院や介護老人保健施設等に通って、理学療法士や作業療法士などの専門家による機能訓練等を受けることができるサービスです。

■サービスの実績と見込み量 (単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	130,076	135,015	125,036	127,382	135,528	143,151	147,423	168,694
回数(回)	15,922	16,464	15,247	15,344	16,218	17,116	17,653	20,101
人数(人)	2,001	2,148	1,989	2,400	2,568	2,712	2,796	3,180

(8) 短期入所生活介護

家庭で療養する要介護者が、介護老人福祉施設などで短期間宿泊しながら、介護や機能訓練を受けることができるサービスです。

■サービスの実績と見込み量 (単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	96,531	98,296	101,094	103,571	107,198	113,703	113,967	139,226
日数(日)	11,596	11,598	11,928	11,910	12,314	13,048	13,130	16,018
人数(人)	1,214	1,203	1,237	1,224	1,272	1,344	1,356	1,668

(9) 短期入所療養介護（介護老人保健施設等）

家庭で療養する要介護者が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設・介護医療院に短期間宿泊しながら、医学的管理のもとでの看護、介護や機能訓練を受けることができるサービスです。

■ サービスの実績と見込み量 (単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	9,658	11,582	8,186	9,873	10,650	10,650	11,709	12,691
日数(日)	823	956	676	796	858	858	947	1,031
人数(人)	70	113	80	144	156	156	168	192

(10) 特定施設入居者生活介護（介護専用型）

有料老人ホームやケアハウスなどの中で、介護保険施設としての指定を受けた施設に入所している要介護者が、入浴、食事、排せつの介助などを受けることができるサービスです。

■ サービスの実績と見込み量 (単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	189,846	225,177	258,522	274,348	277,034	279,392	293,308	408,415
人数(人)	1,015	1,211	1,390	1,452	1,464	1,476	1,548	2,172

(11) 福祉用具貸与

心身の機能が低下した要介護者に車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける福祉用具を貸与するサービスです。

■ 福祉用具貸与の対象品目一覧

・車いす	・特殊寝台	・床ずれ防止用具	・体位変換器	・移動用リフト
・手すり	・スロープ	・歩行器、歩行補助つえ	・認知症高齢者徘徊感知機器	

■ サービスの実績と見込み量 (単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	78,433	84,443	94,229	104,666	112,708	118,520	122,888	145,947
人数(人)	5,860	6,261	6,987	7,872	8,448	8,868	9,264	10,980

(12) 特定福祉用具購入

<サービスの概要>

貸与になじまない入浴や排せつに用いる福祉用具について、日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を目的として、購入費を支給するサービスです。

■特定福祉用具購入費の支給品目一覧

・腰掛便座	・入浴補助用具	・移動用リフトのつり具	・特殊尿器	・簡易浴槽
-------	---------	-------------	-------	-------

■サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	2,896	4,288	3,218	3,960	4,232	4,478	4,494	4,709
人数(人)	154	194	146	192	204	216	216	228

2 地域密着型サービス

要介護認定者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。サービスの基盤整備は市町村の日常生活圏域単位で行われるサービスとなります。

(1) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、その方の居宅において入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の支援を受けることができるサービスです。

町内には該当する事業所はありませんが、近隣市にある事業所を指定し、利用することができる方がいるため適切なサービス利用を見込みます。

■サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	246	334	201	202	202	202	202	202
人数(人)	15	20	12	12	12	12	12	12

(2) 認知症対応型通所介護

デイサービスセンターに通って入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

(3) 小規模多機能型居宅介護

心身の状況、環境などに応じた選択に基づき、その方の居宅において、または施設に通い、もしくは短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

■ サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	40,056	48,880	60,493	69,485	70,961	72,397	100,988	125,706
人数(人)	235	256	317	312	324	336	444	552

(4) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の状態にある要介護者などが5～9人で共同生活し、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排せつなど日常生活の支援や機能訓練を受けることができるサービスです。

■ サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	131,974	126,521	127,411	132,816	132,890	160,896	176,950	190,413
人数(人)	517	494	497	504	504	612	672	720

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の介護専用型特定施設(入居定員が29名以下)に入居して、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができるサービスです。

介護専用型施設の需要については、現在の施設で対応が可能であると見込んでいるため、必要利用定員総数は設定していません。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29名以下の小規模介護老人福祉施設に入所して、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができるサービスです。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を中心とする要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

■ サービスの実績と見込み量 (単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
給付費	82	1,938	3,711	4,008	4,011	4,011	4,011	4,011
人数(人)	2	10	19	24	24	24	24	24

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るためのサービスです。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

(9) 地域密着型通所介護

定員が18人以下のデイサービスセンター等で、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けることができるサービスです。

■ サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	66,378	64,885	61,972	63,921	66,030	69,603	77,589	92,317
回数(回)	7,600	6,941	6,629	6,698	6,811	7,183	7,963	9,424
人数(人)	778	691	660	708	708	744	828	972

3 住宅改修

段差解消のためのスロープ設置や廊下、階段に手すりをつけるといった小規模な改修に対して費用を支給するサービスです。

■ 住宅改修の支給に係る種類

<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・和式から洋式便器への取替え ・その他上記の住宅改修に付帯するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・床段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き戸等への扉の取替え
---	---	--

■ サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	9,891	10,296	10,847	11,683	12,878	14,074	17,811	21,397
人数(人)	95	90	95	108	120	132	168	204

4 居宅介護支援(ケアプラン作成)

介護の状態に合わせた介護サービスを受けるための計画(ケアプラン)の作成や各サービス事業者との連絡、調整を行うサービスです。

■ サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	140,703	146,408	155,405	162,386	167,398	176,775	206,874	246,276
人数(人)	9,396	9,837	10,442	10,848	11,172	11,772	13,860	16,476

5 介護保険施設サービス

施設サービスには、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」の3種類があり、要介護認定者に居住の場を提供するサービスです。

(1) 介護老人福祉施設

自宅では食事や排せつなどの介護が困難で、常時介護を必要とする要介護者が入所し、日常生活の世話や機能訓練、健康管理などを受けることができるサービスです。

■ サービスの実績と見込み量 (単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
給付費	726,084	751,923	754,568	804,487	835,215	865,497	906,714	1,154,761
人数(人)	2,933	3,003	3,014	3,120	3,240	3,360	3,516	4,452

注：原則として要介護度3以上の方が対象。ただし、要介護度1・2の方であっても、以下の①～④のやむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難である場合は、市町村の関与の下、特例的に入所が認められることもある。

- ①認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であるか否か。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態であるか否か。

(2) 介護老人保健施設

病状が安定し、自宅に戻れるようリハビリに重点をおいたケアが必要な要介護者が入所し、医学的な管理下で介護や機能訓練、日常生活介助などを受けることができるサービスです。

■ サービスの実績と見込み量 (単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
給付費	249,912	265,158	305,310	317,805	325,640	328,849	422,885	510,421
人数(人)	925	955	1,100	1,092	1,116	1,128	1,452	1,752

(3) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者のために医療機関が設置する病床で、医療や療養上の管理、看護などを受けることができるサービスです。

介護療養型医療施設は、医療制度改革により、介護医療院に転換する方針となっています。

■サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	7,487	10,897	12,828	9,228	9,234	9,234		
人数(人)	23	30	35	24	24	24		

(4) 介護医療院

日常的な医療管理が必要な重介護者の受入れや、看取り・ターミナルケア等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな施設です。

■サービスの実績と見込み量

(単位：78 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	0	2,127	3,274	4,069	4,072	4,072	23,997	33,596
人数(人)	0	7	11	12	12	12	60	84

6 計画期間中の見込量

(単位：78 ページ参照)

区分	単位	第8期計画見込量			長期推計	
		令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
1 居宅介護サービス						
(1) 訪問介護	回数	43,340	44,034	44,708	51,467	62,458
	人数	2,604	2,628	2,688	3,084	3,660
(2) 訪問入浴介護	回数	1,661	1,746	1,817	1,872	2,369
	人数	300	312	324	336	420
(3) 訪問看護	回数	14,796	15,259	15,635	17,020	18,722
	人数	1,872	1,908	1,956	2,148	2,316
(4) 訪問リハビリテーション	回数	6,876	7,696	7,920	8,358	9,764
	人数	552	612	624	660	780
(5) 居宅療養管理指導	人数	3,408	3,672	3,972	4,452	5,268
(6) 通所介護	回数	44,522	46,175	48,758	54,025	64,298
	人数	4,860	5,040	5,280	5,832	6,936
(7) 通所リハビリテーション	回数	15,344	16,218	17,116	17,653	20,101
	人数	2,400	2,568	2,712	2,796	3,180
(8) 短期入所生活介護	日数	11,910	12,314	13,048	13,130	16,018
	人数	1,224	1,272	1,344	1,356	1,668
(9) 短期入所療養介護(老健・病院等)	日数	796	858	858	947	1,031
	人数	144	156	156	168	192
(10) 特定施設入居者生活介護	人数	1,452	1,464	1,476	1,548	2,172
(11) 福祉用具貸与	人数	7,872	8,448	8,868	9,264	10,980
(12) 特定福祉用具購入	人数	192	204	216	216	228
2 地域密着型サービス						
(1) 夜間対応型訪問介護	人数	12	12	12	12	12
(2) 認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
(3) 小規模多機能型居宅介護	人数	312	324	336	444	552
(4) 認知症対応型共同生活介護	人数	504	504	612	672	720
(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0
(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0	0	0	0	0
(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	24	24	24	24	24
(8) 看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	0
(9) 地域密着型通所介護	回数	6,698	6,811	7,183	7,963	9,424
	人数	708	708	744	828	972
3 住宅改修	人数	108	120	132	168	204
4 居宅介護支援	人数	10,848	11,172	11,772	13,860	16,476
5 介護保険施設サービス						
(1) 介護老人福祉施設	人数	3,120	3,240	3,360	3,516	4,452
(2) 介護老人保健施設	人数	1,092	1,116	1,128	1,452	1,752
(3) 介護療養型医療施設	人数	24	24	24	-	-
(4) 介護医療院	人数	12	12	12	60	84

7 介護給付サービスの確保方策

(1) 居宅介護サービス

居宅介護サービスについては、既存のサービス提供事業者の事業拡大や提供サービスの多様化によって、需要量を確保できると見込まれます。

今後も高齢化の進行に伴い、要介護認定者が増加することが想定されるため、利用者が適切にサービスを利用できるよう、サービス事業者との連携を図るとともに、情報提供に努めます。

(2) 地域密着型サービス

本計画期間中に認知症対応型共同生活介護施設の開設を予定しています。地域密着型サービスについては、今後もサービス提供事業者との連携を図りながら、適切なサービスの提供に努めます。

(3) 介護保険施設サービス

第7期計画期間中に埼玉県の採択を受けた事業者が、令和3年度に1施設・100床の施設を開設する予定となっています。

(4) その他の確保方策

住民のニーズに適切に対応できるよう、在宅医療等の追加需要や介護離職ゼロの対応見込みをサービス需要として見込み、サービスの確保に努めます。

第3節 予防給付サービス見込量の推計と確保方策

1 介護予防サービス

要支援1及び要支援2の方を対象に、要介護状態へ移行することを予防するためのサービスです。

(1) 介護予防訪問入浴介護

家庭に浴室がない、また、施設における浴室利用が困難な人など、ケアマネジメントの過程において特に必要性があると判断された人に対して、浴槽を提供して入浴介護を行うサービスです。

本サービスについては、第7期計画期間中に利用実績がないため利用者を見込んでいません。

(2) 介護予防訪問看護

基礎疾患を抱える人に対して主治医が治療の必要性を認めた場合、看護師などが家庭を訪問して介護予防を目的とした健康チェックや療養生活の支援、または必要な診療補助を行うサービスです。

■ サービスの実績と見込み量

区分	実績			推計				
	第7期			第8期				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
給付費	6,382	6,956	7,655	7,359	7,542	7,911	8,261	7,911
回数(回)	1,415	1,280	1,409	1,308	1,333	1,412	1,462	1,412
人数(人)	258	260	286	240	252	264	276	264

注：数値は年間におけるサービス利用量の実績と推計値です。給付費は千円単位です。

回数とは年間延回数、人数とは1か月の利用実人数の12か月積上げです。

なお令和2年度は見込み値です（以下同様）。

(3) 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などの専門家が家庭を訪問し、介護予防を目的に機能訓練を行うサービスです。

■サービスの実績と見込み量 (単位：90 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	2,921	4,328	4,853	5,269	5,614	6,119	6,637	6,637
回数(回)	1,068	1,584	1,776	1,904	2,028	2,210	2,398	2,398
人数(人)	80	136	153	168	180	192	216	216

(4) 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導などを行うサービスです。

■サービスの実績と見込み量 (単位：90 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	1,673	1,909	1,883	2,020	2,021	2,021	2,193	2,193
人数(人)	144	142	140	132	132	132	144	144

(5) 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院に通い、介護予防を目的に理学療法士や作業療法士などが機能訓練を行うサービスです。

■サービスの実績と見込み量 (単位：90 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	32,862	33,947	28,706	33,762	34,789	36,071	37,080	33,780
人数(人)	1,000	1,002	847	996	1,020	1,056	1,080	996

(6) 介護予防短期入所生活介護

介護予防を目的に介護老人福祉施設などで短期間宿泊しながら、介護や機能訓練を受けることができるサービスです。

■サービスの実績と見込み量 (単位：90 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	2,829	2,803	2,057	2,937	2,939	2,939	4,003	2,939
日数(日)	413	417	306	432	432	432	586	432
人数(人)	72	73	54	72	72	72	96	72

(7) 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設等)

介護予防を目的に介護老人保健施設や介護療養型医療施設・介護医療院に短期間入所し、医学的管理下における介護・機能訓練等の必要な医療や、日常生活上の支援を受けることができるサービスです。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防を目的に有料老人ホームやケアハウスなどの中で、介護保険施設としての指定を受けた施設に入所している要支援者が、入浴、食事、排せつの介助などを受けることができるサービスです。

■サービスの実績と見込み量 (単位：90 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	11,874	10,218	8,141	6,969	9,012	12,070	12,722	15,781
人数(人)	159	136	108	108	132	168	180	216

(9) 介護予防福祉用具貸与

介護予防を目的とした福祉用具を貸し出すサービスです。

■福祉用具貸与の対象品目一覧

・手すり	・スロープ	・歩行器、歩行補助つえ
------	-------	-------------

■サービスの実績と見込み量

(単位：90 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	10,696	10,931	10,808	10,973	11,943	12,592	13,400	13,486
人数(人)	1,611	1,647	1,628	1,632	1,776	1,872	1,992	2,004

(10) 介護予防特定福祉用具購入

介護予防のため、貸与になじまない入浴や排せつに用いる福祉用具について、日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を目的として、購入費を支給するサービスです。

■サービスの実績と見込み量

(単位：90 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	510	930	568	765	877	989	1,101	1,212
人数(人)	33	54	33	60	72	84	96	108

2 介護予防地域密着型サービス

(1) 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、介護予防を目的としてデイサービスセンターなどに通い、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の介護支援と機能訓練を提供するサービスです。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状況、置かれている環境などに応じてサービスを受ける側の選択により、居宅またはサービスの拠点に通い、もしくは短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。

■ サービスの実績と見込み量

(単位：90 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	1,209	484	381	973	974	974	974	974
人数(人)	16	6	5	12	12	12	12	12

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

身近な地域で、比較的安定した状態にある認知症高齢者が共同生活し、家庭的な雰囲気の中で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けることにより、認知症の進行の防止に努めるサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護については、サービス提供事業者への情報提供など、事業者との連携を進め、適切なサービス量の確保を図ります。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

3 介護予防住宅改修

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、小規模な住宅の改修に対して費用を支給するサービスです。

■住宅改修の支給に係る種類

・手すりの取り付け	・床段差の解消	・引き戸等への扉の取替え
・和式から洋式便器への取替え	・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更	
・その他上記の住宅改修に付帯するもの		

■サービスの実績と見込み量

(単位：90 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	4,003	4,356	3,943	4,273	5,296	6,410	7,524	8,638
人数(人)	37	44	40	48	60	72	84	96

4 介護予防支援

適切な介護サービスを受けられるよう、心身の状態や置かれている環境、本人や家族の意向などを踏まえ、介護サービスの利用のため介護予防計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

■サービスの実績と見込み量

(単位：90 ページ参照)

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度見込 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
給付費	11,558	11,829	11,376	12,213	12,662	12,995	14,098	14,097
人数(人)	2,508	2,575	2,476	2,652	2,748	2,820	3,060	3,060

5 計画期間中の見込量

(単位：90 ページ参照)

区分	単位 (年間延べ数)	第8期			長期推計	
		令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
1 居宅介護サービス						
(1) 介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
(2) 介護予防訪問看護	回数	1,308	1,333	1,412	1,462	1,412
	人数	240	252	264	276	264
(3) 介護予防訪問リハビリテーション	回数	1,904	2,028	2,210	2,398	2,398
	人数	168	180	192	216	216
(4) 介護予防居宅療養管理指導	人数	132	132	132	144	144
(5) 介護予防通所リハビリテーション	人数	996	1,020	1,056	1,080	996
(6) 介護予防短期入所生活介護	日数	432	432	432	586	432
	人数	72	72	72	96	72
(7) 介護予防短期入所療養介護（老健・病院等）	日数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
(8) 介護予防特定施設入居者生活介護	人数	108	132	168	180	216
(9) 介護予防福祉用具貸与	人数	1,632	1,776	1,872	1,992	2,004
(10) 介護予防特定福祉用具購入	人数	60	72	84	96	108
2 地域密着型サービス						
(1) 介護予防認知症対応型通所介護	人数	0	0	0	0	0
(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	12	12	12	12	12
(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0	0
3 介護予防住宅改修	人数	48	60	72	84	96
4 介護予防支援	人数	2,652	2,748	2,820	3,060	3,060

6 予防給付サービスの確保方策

(1) 地域密着型以外の介護予防サービス

地域密着型以外の介護予防サービスについては、既存の介護サービス提供事業者を中心として、重度化防止を目指したサービス提供が図られるものと見込まれます。

(2) 介護予防地域密着型サービス

介護予防地域密着型サービスについては、事業者への情報提供など、事業者との連携を進め、適切なサービス量の確保を図ります。

第4節 給付額と保険料見込額

1 給付見込額

(1) 介護給付額の見込み

単位：千円

区分	第8期計画見込量			長期計画	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
1 居宅介護サービス	1,265,879	1,313,958	1,364,011	1,464,373	1,795,818
(1) 訪問介護	129,385	131,395	133,146	153,019	185,468
(2) 訪問入浴介護	21,038	22,133	23,033	23,729	30,026
(3) 訪問看護	77,266	79,596	81,516	89,093	98,412
(4) 訪問リハビリテーション	20,679	23,153	23,841	25,153	29,357
(5) 居宅療養管理指導	39,131	42,158	45,679	51,330	60,520
(6) 通所介護	354,580	368,173	386,902	428,260	512,353
(7) 通所リハビリテーション	127,382	135,528	143,151	147,423	168,694
(8) 短期入所生活介護	103,571	107,198	113,703	113,967	139,226
(9) 短期入所療養介護（老健・病院等）	9,873	10,650	10,650	11,709	12,691
(10) 特定施設入居者生活介護	274,348	277,034	279,392	293,308	408,415
(11) 福祉用具貸与	104,666	112,708	118,520	122,888	145,947
(12) 特定福祉用具購入	3,960	4,232	4,478	4,494	4,709
2 地域密着型サービス	270,432	274,094	307,109	359,740	412,649
(1) 夜間対応型訪問介護	202	202	202	202	202
(2) 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
(3) 小規模多機能型居宅介護	69,485	70,961	72,397	100,988	125,706
(4) 認知症対応型共同生活介護	132,816	132,890	160,896	176,950	190,413
(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,008	4,011	4,011	4,011	4,011
(8) 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(9) 地域密着型通所介護	63,921	66,030	69,603	77,589	92,317
3 住宅改修	11,683	12,878	14,074	17,811	21,397
4 居宅介護支援	162,386	167,398	176,775	206,874	246,276
5 介護保険施設サービス	1,135,589	1,174,161	1,207,652	1,353,596	1,698,778
(1) 介護老人福祉施設	804,487	835,215	865,497	906,714	1,154,761
(2) 介護老人保健施設	317,805	325,640	328,849	422,885	510,421
(3) 介護療養型医療施設	9,228	9,234	9,234	—	—
(4) 介護医療院	4,069	4,072	4,072	23,997	33,596
介護サービスの総給付費（小計）→（I）	2,845,969	2,942,489	3,069,621	3,402,394	4,174,918

(2) 予防給付額の見込み

単位：千円

区分	第8期計画見込量			長期計画	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
1 介護予防サービス	70,054	74,737	80,712	85,397	83,939
(1) 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
(2) 介護予防訪問看護	7,359	7,542	7,911	8,261	7,911
(3) 介護予防訪問リハビリテーション	5,269	5,614	6,119	6,637	6,637
(4) 介護予防居宅療養管理指導	2,020	2,021	2,021	2,193	2,193
(5) 介護予防通所リハビリテーション	33,762	34,789	36,071	37,080	33,780
(6) 介護予防短期入所生活介護	2,937	2,939	2,939	4,003	2,939
(7) 介護予防短期入所療養介護（老健・病院等）	0	0	0	0	0
(8) 介護予防特定施設入居者生活介護	6,969	9,012	12,070	12,722	15,781
(9) 介護予防福祉用具貸与	10,973	11,943	12,592	13,400	13,486
(10) 特定介護予防福祉用具購入	765	877	989	1,101	1,212
2 介護予防地域密着型サービス	973	974	974	974	974
(1) 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護	973	974	974	974	974
(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
3 介護予防住宅改修	4,273	5,296	6,410	7,524	8,638
4 介護予防支援	12,213	12,662	12,995	14,098	14,097
介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ)	87,513	93,669	101,091	107,993	107,648

総給付費（合計）→（Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	2,933,482	3,036,158	3,170,712	3,510,387	4,282,566
----------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

(3) 総給付費等の見込み

国から示された推計方法に基づき、第8期（令和3年度～令和5年度）の介護保険給付費等を算出した結果は、以下のとおりです。

■ 第8期計画期間中の給付見込額

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	2,933,482	3,036,158	3,170,712	3,510,387	4,282,566
特定入所者生活介護サービス等給付費	124,373	130,011	135,373	144,549	165,444
高額介護サービス費	65,481	68,450	71,273	76,104	87,105
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,482	8,866	9,232	9,858	11,283
算定対象診査支払手数料	1,996	2,086	2,172	2,319	2,654
標準的給付見込額	3,133,814	3,245,571	3,388,762	3,743,217	4,549,052
地域支援事業費	119,853	122,554	126,078	131,490	169,420

2 保険料見込額

第8期における第1号被保険者の介護保険料は以下のとおりとなります。第1号被保険者の月額保険料（基準額）を4,639円とし、不足する財源は、第7期までの保険料剰余金を積み立てしている介護給付費準備基金を取り崩して充当します。また低所得者（町民税非課税世帯）の負担軽減措置として公費による保険料の軽減を予定しています。

単位：円

所得段階	負担割合	対象となる方	構成比	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	0.50 (0.30)	生活保護を受けている方・老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	14.5%	2,320 (1,392)	27,900 (16,800)
第2段階	0.70 (0.45)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	6.7%	3,248 (2,088)	39,000 (25,100)
第3段階	0.75 (0.70)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	5.6%	3,480 (3,248)	41,800 (39,000)
第4段階	0.90	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	16.6%	4,176	50,200
第5段階	1.00	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	13.8%	4,639	55,700
第6段階	1.20	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	15.9%	5,567	66,900
第7段階	1.30	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	14.3%	6,031	72,400
第8段階	1.50	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	6.9%	6,959	83,600
第9段階	1.70	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	2.1%	7,887	94,700
第10段階	1.80	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.8%	8,351	100,300
第11段階	1.90	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上の方	1.8%	8,815	105,800

※ カッコ内は低所得者負担軽減を行った後の額

■所得段階別被保険者数見込

単位：人

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1段階	2,125	2,130	2,137
第2段階	983	986	989
第3段階	823	826	828
第4段階	2,432	2,440	2,447
第5段階	2,021	2,027	2,033
第6段階	2,330	2,336	2,344
第7段階	2,095	2,104	2,108
第8段階	1,012	1,014	1,018
第9段階	313	312	314
第10段階	269	270	271
第11段階	279	280	281
合計	14,682	14,725	14,770

第6章 計画の推進のために

第1節 地域共生社会と地域包括ケアシステム

1 地域共生社会と地域包括ケアシステム

地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民が地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながらること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものです。

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会を実現するには、その理念や考え方を踏まえた医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体的に提供し、支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの整備が重要となっています。

高齢化や生産年齢人口減少に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的なサービス提供体制を整備する観点から、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

2 地域包括支援センターの充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために、地域における総合的なケアマネジメントの中核機関である地域包括支援センターの役割が重要となっています。また、地域包括ケアシステムを推進していく上でもその機能は大変重要な役割を担っています。

そのため、地域包括支援センターを担う適切な人員体制の確保や人材育成に努め、業務の効率化を取組むとともに、関係機関や団体との連携を密にし、機能の充実を図ります。

3 関係機関・団体等との連携

高齢化が進む中、高齢者を取り巻くライフスタイルやそれに伴う地域課題などの多様化していくことが予想されます。

高齢期を迎えても、それぞれの豊かな経験やスキルを地域社会に生かすことができる環境づくりとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自らの意思でお互いに支え合う、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

一方で、要介護者が増加する中で、介護や医療等の支援を必要とする高齢者の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自分らしく安心して生活していくことができるよう、介護保険や保健・医療・福祉にかかわる人々の連携が不可欠です。

社会福祉協議会は、高齢者だけでなく、障がい者、子育て家庭、生活困窮者等が抱えている相談、さらには身近な地域福祉活動を支援する中心的な役割を担っています。社会福祉協議会内に設置しているボランティアセンターにおいては、ボランティア活動へのきっかけづくりやボランティア活動に必要な技術や知識の習得のための講習会の開催、ボランティアを必要としている人への紹介など、様々な活動を行っています。

引き続き、ボランティアセンターとの連携を強化し、地域全体で高齢者の生活を支援する地域づくりを推進します。

また、本計画を計画的に実行し、介護保険制度の安定的な運営を行うために、保健、医療、福祉にかかわる庁内横断的な連携、病院や施設と町の連携の強化を図りながら、適切な介護保険サービスが提供されるよう、持続可能な介護サービスの確保を図ります。

さらに、高齢者やその家族がいきいきと住み慣れた地域で自分らしく安心して自立した生活ができるよう、地域住民や関係機関等と協力し、地域での見守り体制を強化します。

第2節 介護保険事業の適正な運営

高齢者が介護保険を利用して安心した老後の生活を送るためには、制度の円滑かつ安定した運営が前提となります。介護が必要となってもできる限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、利用者の状況やニーズに基づき、適切な介護サービスが総合的かつ公平に提供することが重要です。

1 介護給付費等適正事業

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保する観点から、第7期計画に引き続き介護給付適正化の事業として、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知の5事業について、利用者への適切なサービスを提供できる体制を整備し、より効率的で効果的な取組を進めていきます。

①要介護認定の適正化

要介護（要支援）認定は、被保険者本人の心身の状態や介護の手間を丁寧に把握したうえで、介護サービスの必要度を判定する重要なプロセスであり、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき行う必要があります。要介護（要支援）認定に係る認定調査の内容について、職員等が書面等の審査を通じて点検することで、適切かつ公平な要介護（要支援）認定を実施します。

②ケアプラン点検

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護サービスや介護予防サービスの計画の記載内容について、職員等の第三者が利用者ごとのケアプランの内容を点検及び支援を行うことにより、真に必要なサービス以外の不用なサービスが提供されていないかの検証を行い、利用者が必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合したサービス提供を図ることや介護支援専門員（ケアマネジャー）への必要な助言等、ケアマネジメントの支援を行います。

③住宅改修等の点検

利用者の状況にそぐわない不適切または不要な住宅改修が行われないよう、利用者の身体状況や生活環境を踏まえた、利用者の自立支援・重度化防止に寄与しているかの視点で保険者が改修工事を行おうとする利用者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を実施し、必要に応じて、プランの見直しやより適正な工事などアドバイスを行います。

④縦覧点検・医療情報との突合

利用者の後期高齢者医療及び国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

また、利用者ごとに複数月にまたがる介護給付費の支払い状況を確認し、提供されたサービスの算定回数・算定日数等の点検を行い、1か月単位では判明しなかった請求内容の誤り等を早期に発見し、給付の適正化を行います。

⑤介護給付費通知

介護給付費通知は、利用者、自らが受けているサービスを改めて確認することにより、適切なサービスの利用につながり、事業者の適正な請求に向けた効果があります。

そのため、利用者に対して、事業所からの介護報酬の請求状況及び費用の給付状況等について通知をします。

第3節 サービスの質の向上と利用促進

1 サービスの質の向上・確保

介護保険制度の改正に伴い、保険者としての町の権限が強化され、地域密着型サービスや居宅介護支援について、町がサービス提供事業者の指定や監督を行います。また、本庁が設置している地域包括支援センターにおいて、予防給付のケアマネジメントを行い、サービスの成果を評価します。

一方、サービス提供事業者には、自らのサービスを評価する体制の整備や積極的に事業者の情報を公開することが求められています。

そのため、地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を通じたケアマネジャーへの支援・指導等、町とサービス提供事業者との連携を強化します。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、より良質なサービスの提供により、要介護の改善が図られるよう、事業所に対して研修を行うなど、サービスの質の向上を行います。

さらに、国では、介護レセプトや要介護認定等情報では把握できない介護サービス利用者に提供される具体的なケアの内容や心身の状態の変化に係る介護データを収集し、様々な分析に活用されています。事業におけるケアの内容につきましても、平成28年度から訪問・通所リハビリテーション事業所からデータを収集し、介護の質の向上に活用できるシステムを運用しています。令和2年4月からリハビリテーション以外も含めた様々なデータを収集するためのデータベースを運用しており、今後、地域ケア会議等の機会に事業所へ周知し、介護サービスの質の向上に資する科学的介護を推進します。

2 事業所への指導・助言

介護保険法に基く実地指導は、事業所における利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業所の気づきを促すなど、介護保険制度の適正な運営の確保及び介護保険サービスの質の向上・確保を目的に行っています。

地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所への指導は、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付け、老発第1023001号通知）に基づき行われているところですが、実地指導の実施率を高めるため、集団指導と併せて効果的に実施するなど一層の効率化が求められており、「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」（令和元年5月29日付け、老指発0529第1号通知）に基づき行います。また、県と町は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な実地指導を行います。

3 介護人材の確保・育成

高齢化に伴う介護サービス需要の増加と生産年齢人口の減少が見込まれていることから、介護人材の確保は厳しい状況が続くことが予想されます。これまで、国や県と連携を図りながら、処遇改善や介護ロボットなどの取組を進めてまいりました。本計画においては、介護施設などの課題の洗い出しを行ったうえで、介護専門職が利用者のケアに特化できるよう、ベッドメイキング、食事の配膳、清掃等に係る周辺業務を地域住民の方々の参画いただくことにより、介護専門職が利用者のケアに特化できるよう、人材不足の時代に対応したマネジメントの構築や施設における課題解決のために、介護職員の巡回に係る日々の業務負担を大幅に軽減するなどのロボット・センサーやICTといった最新テクノロジーも活用して、介護職員の負担を軽減しながら、介護現場が持続可能な運営を実現することが求められています。

こうした、介護現場の働き方が新しい人材を確保していくための魅力向上につながる取り組みを国や県、事業所と連携して進めていきます。

また、福祉系実習生を受け入れるなど、多様な人材確保及び育成を進めていきます。

4 苦情相談体制

介護サービスを提供している事業者と利用者の橋渡しをする介護相談員を設置し、介護保険施設の利用者やその家族からのサービスに対する要望・疑問・不満等を聞き、問題解決に係る苦情対応の充実やサービスの質の向上につなげます。

5 低所得者対策の実施

低所得者の方が必要なサービスを利用することができるよう、国が定める介護保険サービス利用料の負担軽減及び保険料の町独自の負担軽減を継続して実施します。

第4節 行政の対応

1 計画の進行管理

本計画に定める各事業をより効果的・効率的に確実に推進するためには、取組の達成状況の自己評価を行い、目標達成に向けた事業を継続的に改善あるいは充実させる手法であるPDCAサイクルを活用しながら、本計画の進捗管理を実施し、各年度の予算や事業の改善に反映するとともに、毎年度の進捗状況を高齢者保健福祉審議会へ報告します。

また、地域包括支援センター運営会議並びに地域密着型サービス運営委員会に対し、それぞれの運営等に関する協議を図ります。

さらに、計画期間中であっても、高齢者保健福祉サービスについては、制度改正や社会情勢及び行政改革の推進等により、本計画に影響を及ぼす場合には、必要に応じて見直しを検討します。

2 制度の周知と相談機会の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、広報すぎとや町ホームページなどのほか、様々な機会を通じて、高齢者福祉や介護保険制度の適切なサービスを選択・活用することができるよう情報提供を行います。

高齢者やその家族などを取り巻く様々な相談など、地域包括支援センターを中心に、必要な支援に結び付ける機能の強化を図ります。

また、認知症に関する相談体制の構築は、高齢者やその家族への支援への大切な基盤となっていることから、地域包括支援センター以外においても、認知症カフェ等の場において、相談対応や傾聴など、身近な地域におけるピアサポート活動による推進を図ります。

3 災害や感染症対策に係る体制整備の充実

高齢者の健康と生命に関わる災害や新型コロナウイルス感染症などの対策を関係各課や関係機関等と連携してまいります。

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症等の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発等を図ります。また、国や県、近隣自治体、関係機関と連携し災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築を進め、高齢者が安心かつ安全に暮らせるよう体制の整備に努めてまいります。

資料編

1 計画策定の経過

年月日	内容
令和2年1月17日～ 2月3日	高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）の実施
1月17日～ 2月4日	高齢者実態調査（在宅介護実態調査）の実施
6月	第1回高齢者保健福祉計画策定委員会 ○令和元年度杉戸町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の実績報告 ※ 新型コロナウイルス感染予防のため書面での開催
7月	第1回高齢者保健福祉審議会 ○令和元年度杉戸町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の実績報告 ※ 新型コロナウイルス感染予防のため書面での開催 ※ 杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を配布
10月29日	第2回高齢者保健福祉計画策定委員会 ○ 杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案【1章～4章、6章】の検討
11月10日	第2回高齢者保健福祉審議会 ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の諮問について ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案【1章～4章、6章】の検討
11月18日	第3回高齢者保健福祉計画策定委員会 ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案【5章】の検討
11月25日	第3回高齢者保健福祉審議会 ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案【5章】の検討
12月16日～ 令和3年1月15日	パブリックコメントの実施
1月28日	第4回高齢者保健福祉審議会
2月4日	政策会議 ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の決定について
3月23日	町長決裁 ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の決定について

2 杉戸町高齢者保健福祉審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、杉戸町高齢者保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 高齢者政策の円滑な推進を図るため審議会を置く。

(所掌事項)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 高齢者保健福祉及び介護保険事業計画の検討に関する事。
- (2) 高齢者に対する保健及び福祉サービスの施策の実施及び評価に関する事。
- (3) その他高齢者政策の調整及び総合化の検討に関する事。

(組織)

第4条 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 福祉及び保健医療関係団体を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 高齢者福祉に関心の高い者

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康増進課高齢介護課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例の定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(任期)

2 平成 15 年 3 月 31 日以前に委嘱される審議会の委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、同日までとする。

(杉戸町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 杉戸町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 35 年杉戸町条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

以下略

3 杉戸町高齢者保健福祉審議会委員

	所 属 ・ 職 名 等	氏 名	備 考
1号委員（5名） （福祉及び保健医療関係団体代表）	杉戸町医師会	後 藤 裕 一	
	杉戸町歯科医師会	山 口 敏 彦	
	杉戸町薬剤師会	黒 部 真 紀	
	杉戸社会福祉協議会	小 川 裕 子	
	杉戸町民生委員・児童委員協議会	矢 吹 弥 生	
2号委員（4名） （事業者を代表する者）	居宅サービス事業者	袴 田 徹	
	施設サービス事業者	金 井 重 雄	
	居宅介護支援事業者	村 上 静 香	
	地域密着型サービス事業者	鈴 木 千 代 子	
3号委員（3名） （識見を有する者）	福祉に精通するもの	仁 部 前 明	会 長
	杉戸町老人クラブ連合会	市 毛 大 助	
	杉戸町赤十字奉仕団	長 岡 朝 子	副 会 長
4号委員（3名） （高齢者福祉に関心の高い者）	公募	棚 橋 潤 一	
	公募	林 宣 夫	
	公募	岡 崎 宏 子	

4 諮問書

杉 第 4691 号
令和2年11月10日

杉戸町高齢者保健福祉審議会
会長 仁部 前明 様

杉戸町長 古谷 松雄

杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に係る諮問について

標記の件について、別紙のとおり諮問いたしますので、ご審議いただきたくよろしくお願いたします。

別紙

杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

- 第1章 計画の基本的事項
- 第2章 杉戸町の高齢者をめぐる現状と課題
- 第3章 基本理念と基本方針
- 第4章 施策の展開
- 第5章 介護保険事業
- 第6章 計画の推進のために

5 答申書

令和3年1月28日

杉戸町長 古谷 松雄 様

杉戸町高齢者保健福祉審議会
会 長 仁 部 前 明

杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画原案について（答申）

令和2年11月10日付杉第4691号で諮問のあった、杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の原案について、慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当であると認める。

なお、計画推進にあたっては下記の事項に留意のうえ、鋭意努力されるよう期待する。

記

（総括）

- 1 本計画において、2025（令和7）年に向けて、医療・介護の連携、認知症施策、高齢者の居住に係る施策との連携及び生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの実現に必要な取組をより一層発展させていく必要があり、地域共生社会の推進に向けて最大限の努力を図られたい。
- 2 本町の財政状況が厳しい中で、高齢化によるサービス利用の増加や認知症高齢者等の急増などにより、事業展開に当っては困難な状況が想定されるが、高齢者等が必要とするサービスを持続的に提供し、安心して住み続けられる地域・まちづくりに努められたい。
- 3 本計画の実効性を高めるため、進捗管理を実施し、各年度の予算や事業の改善に反映するとともに、進捗状況等について当審議会に報告されたい。

（高齢者保健福祉計画）

- 1 健康づくりと介護予防の充実について
高齢者の健康づくりにあたっては、各種健康診査等をふまえ実態を把握するとともに効果的かつ計画的に健康づくりに取組み、介護予防や健康寿命の延伸につながるよう健康保持の推進に努められたい。
- 2 在宅生活支援の充実について
在宅生活を継続していくためには、家族や地域住民をはじめとする関係者の連携が不可欠であることから、地域の実態把握等に努め、相互の連携のもと、高齢者の状況に応じた細かなサービスが提供できるよう、引き続き、支援体制の整備に努められたい。

3 保健、福祉施設の確保・活用について

高齢者のニーズや時代に即した事業展開を図り、サービス基盤を充実させることに努められたい。

4 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援について

高齢者の社会参加を促進するため、シニアサロン事業の推進に努められたい。

また、行政、社会福祉協議会、行政区、自治会等、民生委員、ボランティア等が一体となって地域福祉の増進に努められたい。

5 高齢者にやさしいまちづくりの推進について

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしく暮らせるよう、高齢者にやさしい居住環境等の整備に努められたい。

(介護保険事業計画)

1 要介護認定について

介護サービスが速やかに受けられるよう、要支援・要介護認定事務の充実を図るとともに、引き続き、適正な認定に努められたい。

2 介護給付サービスと予防給付サービスの確保について

介護サービスについては、事業所のサービス内容の質の向上を図るとともに、適正な介護サービスの確保に努められたい。

また、高齢者ができる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けながら、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に努められたい。

また、在宅生活が困難な高齢者のため、セーフティネットとしての施設整備の推進を図られたい。

3 地域支援事業について

本格的な高齢社会の到来を踏まえ、高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、実態を把握し、より一層の事業の推進を図られたい。

また、介護予防・日常生活支援総合事業については、これまで取組んできた介護予防事業の実績をもとに、自立支援・重度化防止の観点から、さらに発展・充実させていくよう重点的に取り組むことを望む。

4 介護保険料について

保険料の設定にあたっては、国が示した保険料段階及び負担率を鑑みながら、低所得者に配慮した保険料率を設定するとともに、介護給付費準備基金を活用して、今後の保険料水準に配慮しつつ、保険料の上昇を抑制することを望む。

なお、介護給付費準備基金の活用にあたっては、今後、高齢者数や要介護認定者数の増加が確実な状況の中、介護保険事業の安定的な経営のため、1か月分の保険給付費を目安とする、2億5千万円の取崩額が妥当であると考える。

6 杉戸町高齢者保健福祉計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の各種施策の実現を確保するため、本計画に関係する課の職員で構成する高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の見直しに関すること。
- (2) その他、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職員をもって構成し、町長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長は高齢介護課長、副委員長は政策財政課長とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高齢介護課高齢者福祉担当とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月10日から施行する。

以下略

7 杉戸町高齢者保健福祉計画策定委員会

役職名	氏名	備考
高齢介護課長	山下 雅和	委員長
政策財政課長	横井 啓至	副委員長
総務課長	門脇 利夫	
住民協働課長	伊坂 泰重	
くらし安全課長	後藤 和広	
福祉課長	小松 晋子	
都市施設整備課長	武井 洋樹	
市街地整備推進室長	高橋 宏成	
建築課長	池川 幸一	
農業振興課長	田原 和明	
商工観光課長	新井 友和	
健康支援課長	知久 伸二	
教育総務課長	赤石 二郎	
学校教育課長	丸尾 環	
社会教育課長	高橋 功一	
社会福祉協議会事務局長	間宮 佐	

杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行：令和3年3月

編集：杉戸町 高齢介護課

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号

TEL 0480-33-1111（代表）

FAX 0480-33-6484

URL <http://www.town.sugito.lg.jp/>
